

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年3月25日 |
| 【事業年度】 | 第54期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
| 【会社名】 | 株式会社船井総研ホールディングス |
| 【英訳名】 | Funai Soken Holdings Incorporated |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 グループCEO 中谷 貴之 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区北浜4丁目4番10号 |
| 【電話番号】 | 大阪06(6232)0010(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員 コーポレートビジネス本部本部長 春田 基樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区北浜4丁目4番10号 |
| 【電話番号】 | 大阪06(6232)0010(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員 コーポレートビジネス本部本部長 春田 基樹 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社船井総研ホールディングス 東京本社 (東京都千代田区丸の内1丁目6番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第50期 | 第51期 | 第52期 | 第53期 | 第54期 |
|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 決算年月 | 2019年12月 | 2020年12月 | 2021年12月 | 2022年12月 | 2023年12月 |
| 売上高 (百万円) | 25,752 | 25,027 | 22,816 | 25,635 | 28,238 |
| 経常利益 (百万円) | 5,755 | 5,091 | 6,448 | 7,197 | 7,343 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 3,868 | 3,498 | 4,378 | 4,990 | 5,201 |
| 包括利益 (百万円) | 3,952 | 3,351 | 4,441 | 4,826 | 5,299 |
| 純資産額 (百万円) | 23,165 | 23,688 | 25,710 | 27,700 | 25,726 |
| 総資産額 (百万円) | 28,419 | 27,951 | 30,928 | 33,010 | 31,631 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 453.48 | 465.60 | 505.52 | 546.31 | 524.01 |
| 1株当たり 当期純利益金額 (円) | 76.67 | 70.32 | 88.67 | 100.92 | 106.30 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | 75.89 | 69.52 | 87.60 | 99.62 | 105.03 |
| 自己資本比率 (%) | 79.4 | 82.4 | 80.7 | 81.7 | 79.2 |
| 自己資本利益率 (%) | 17.4 | 15.3 | 18.2 | 19.2 | 20.0 |
| 株価収益率 (倍) | 32.4 | 35.9 | 29.5 | 26.9 | 24.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 4,522 | 3,515 | 5,214 | 4,960 | 5,479 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 500 | 263 | 219 | 389 | 2,233 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 3,411 | 3,194 | 2,547 | 2,996 | 7,385 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円) | 11,630 | 12,216 | 14,675 | 17,031 | 12,894 |
| 従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名) | 1,209 (37) | 1,303 (68) | 1,317 (52) | 1,382 (63) | 1,535 (90) |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第50期 | 第51期 | 第52期 | 第53期 | 第54期 |
|-------------------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | | 2019年12月 | 2020年12月 | 2021年12月 | 2022年12月 | 2023年12月 |
| 営業収益 | (百万円) | 5,240 | 5,589 | 5,353 | 6,163 | 6,666 |
| 経常利益 | (百万円) | 2,594 | 2,895 | 2,648 | 3,573 | 3,940 |
| 当期純利益 | (百万円) | 2,496 | 2,895 | 2,549 | 3,432 | 3,902 |
| 資本金 | (百万円) | 3,125 | 3,125 | 3,125 | 3,125 | 3,125 |
| 発行済株式総数 | (千株) | 53,000 | 52,500 | 52,500 | 52,500 | 52,000 |
| 純資産額 | (百万円) | 16,123 | 16,054 | 16,168 | 16,706 | 13,405 |
| 総資産額 | (百万円) | 17,941 | 17,536 | 17,771 | 18,252 | 18,540 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 312.03 | 311.35 | 312.27 | 323.47 | 266.33 |
| 1株当たり配当額 | | 40.00 | 45.00 | 48.00 | 55.00 | 65.00 |
| (1株当たり中間配当額) | (円) | (17.00) | (20.00) | (21.00) | (25.00) | (32.00) |
| 1株当たり 当期純利益金額 | (円) | 49.48 | 58.19 | 51.63 | 69.42 | 79.75 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | (円) | 48.97 | 57.54 | 51.01 | 68.53 | 78.79 |
| 自己資本比率 | (%) | 86.6 | 87.9 | 86.8 | 87.4 | 68.7 |
| 自己資本利益率 | (%) | 15.7 | 18.7 | 16.5 | 21.9 | 27.2 |
| 株価収益率 | (倍) | 50.1 | 43.3 | 50.7 | 39.2 | 32.2 |
| 配当性向 | (%) | 80.8 | 77.3 | 93.0 | 79.2 | 81.5 |
| 従業員数 | | 93 | 107 | 100 | 110 | 124 |
| (ほか、平均臨時雇用人員) | (名) | (-) | (-) | (-) | (-) | (2) |
| 株主総利回り | (%) | 153.5 | 158.7 | 167.4 | 177.0 | 171.6 |
| (比較指標：配当込みTOPIX) | (%) | (118.1) | (126.8) | (143.0) | (139.5) | (178.9) |
| 最高株価 | (円) | 2,905 | 3,270 | 3,225 | 2,905 | 2,939 |
| 最低株価 | (円) | 1,573 | 1,613 | 1,937 | 1,961 | 2,292 |

(注) 1 2019年12月期の1株当たり配当額40円には、創立50周年の記念配当3円を含んでおります。

2 2022年12月期の1株当たり配当額55円には、東京証券取引所新市場区分における「プライム市場」への移行記念配当2円を含んでおります。

3 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2 【沿革】

| 年月 | 沿革 |
|----------|---|
| 1970年3月 | 企業経営の総合診断を主業務として株式会社日本マーケティングセンター(現株式会社船井総研ホールディングス 資本金1,000千円)を設立。 |
| 1970年9月 | 経営者のための経営戦略研究会として会員制組織コスモスクラブ設立。 |
| 1971年8月 | 関東地区の業務拡張のため東京事務所(東京都港区)を開設。 |
| 1978年3月 | 名古屋、福岡等の各主要都市に地域の経営者のための経営研究会として地域フナイクラブ設立。 |
| 1981年12月 | 大阪本社を大阪市北区太融寺町に移転。 |
| 1985年3月 | 商号を「株式会社日本マーケティングセンター」から「株式会社船井総合研究所」に変更。 |
| 1988年9月 | 大阪証券取引所市場第二部(特別指定銘柄)に上場。 |
| 1990年5月 | 船井ファイナンス株式会社(船井キャピタル株式会社)を設立。 |
| 1993年6月 | 大阪証券取引所市場第二部に指定される。 |
| 1996年9月 | 大阪本社を大阪市北区豊崎に移転。 |
| 2000年2月 | 株式会社船井情報システムズを設立(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総研ITソリューションズに商号変更)。 |
| 2000年5月 | 船井総研ロジ株式会社を設立。 |
| 2003年3月 | 船井総研ロジ株式会社の株式一部売却により連結の範囲から除外。 |
| 2004年12月 | 東京証券取引所市場第二部に上場。 |
| 2005年4月 | 東京本社を東京都千代田区丸の内に移転。 |
| 2005年12月 | 東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に指定される(2013年7月 現物市場統合に伴い大阪証券取引所市場第一部は東京証券取引所市場第一部に統合)。 |
| 2010年7月 | 大阪本社を大阪市中央区北浜に移転。 |
| 2012年1月 | 中国(上海)に船井(上海)商務信息咨询有限公司を設立(現連結子会社)。 |
| 2013年9月 | 船井キャピタル株式会社を清算結了。 |
| 2013年11月 | 持株会社体制への移行のため、株式会社船井総合研究所分割準備会社(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総合研究所に商号変更)及び株式会社船井総研コーポレトリレーションズ分割準備会社(現連結子会社。2014年7月に株式会社船井総研コーポレトリレーションズに商号変更。2022年7月に新和コンピュータサービス株式会社を吸収合併し、株式会社船井総研デジタルに商号変更)を設立。 |
| 2014年1月 | 船井総研ロジ株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。 |
| 2014年7月 | 持株会社体制に移行し、商号を株式会社船井総研ホールディングスに変更。 経営コンサルティング事業を株式会社船井総合研究所に、営業サポート業務を株式会社船井総研コーポレトリレーションズ(2022年7月に新和コンピュータサービス株式会社を吸収合併し、株式会社船井総研デジタルに商号変更)にそれぞれ継承。 |
| 2015年2月 | 株式会社プロシードを完全子会社化(現連結子会社)。 |
| 2018年2月 | 株式会社HR Forceを設立(現連結子会社)。 |
| 2018年6月 | 新和コンピュータサービス株式会社を完全子会社化(2022年7月に株式会社船井総研コーポレトリレーションズと吸収合併)。 |
| 2022年4月 | 東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。 |
| 2022年7月 | 株式会社船井総研コーポレトリレーションズが新和コンピュータサービス株式会社を吸収合併し、株式会社船井総研デジタルに商号変更。 |
| 2023年1月 | 株式会社船井総合研究所が成長戦略株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。 |
| 2024年4月 | 東京本社を東京都中央区八重洲に移転予定。 |

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社（孫会社）8社で構成され、経営コンサルティング事業を主な事業内容とし、さらに当該事業に関連するロジスティクス事業及びデジタルソリューション事業の事業活動を展開していません。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業における各社の位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

(1) 経営コンサルティング事業

経営コンサルティング業務を中心に、総合コンサルティングを遂行する体制及び組織を有しておりますが、企業経営に関わるコンサルティング業務の他に業種・テーマ別の経営研究会・セミナー等を実施しております。

主な関係会社・・・株式会社船井総合研究所、船井（上海）商務信息咨询有限公司、株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード、成長戦略株式会社

(2) ロジスティクス事業

クライアントの業績向上及び物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流BPO業務を実施しております。

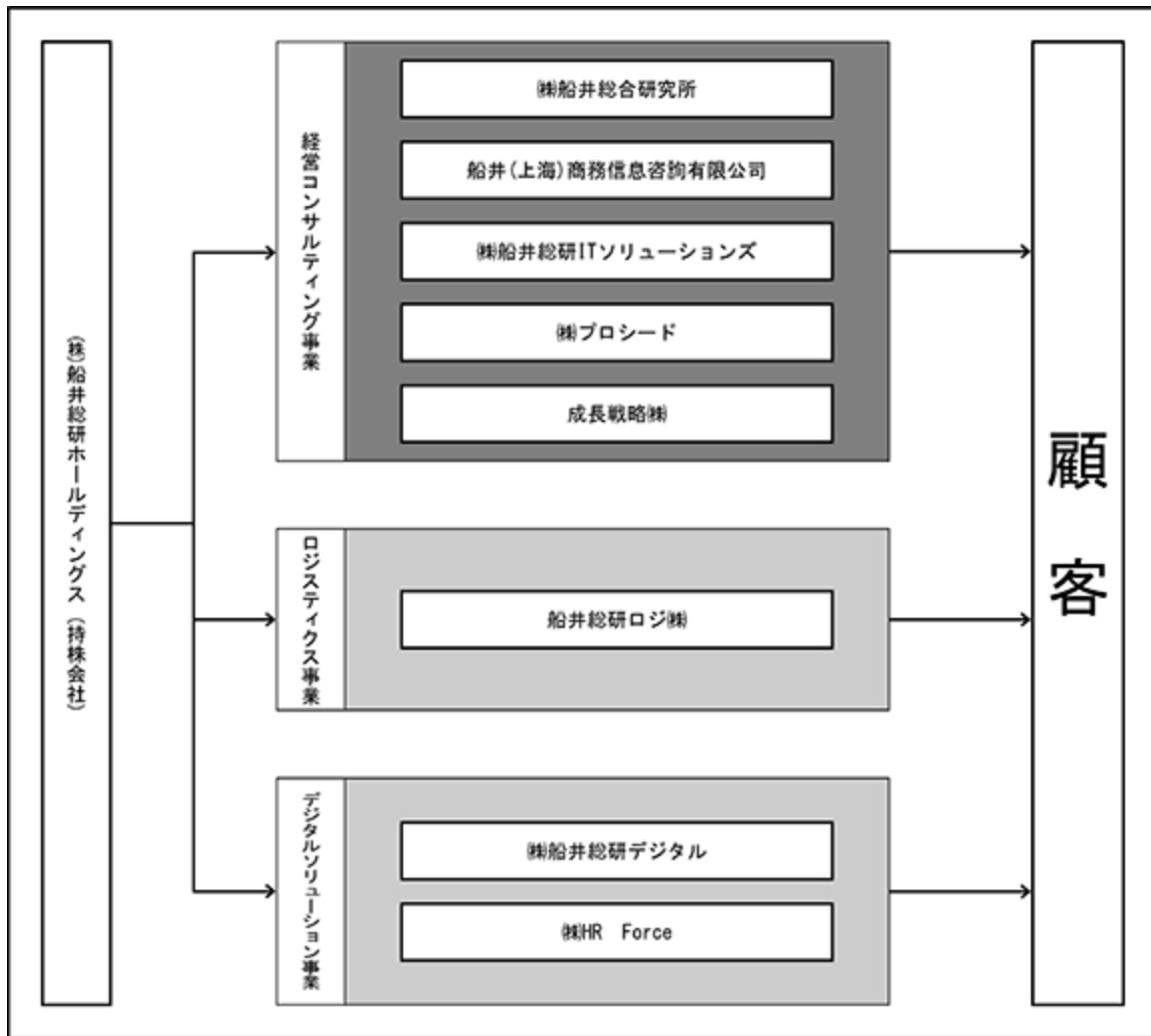
主な関係会社・・・船井総研ロジ株式会社

(3) デジタルソリューション事業

WEB広告運用代行業務をはじめとするSPX（Sales Process Transformation）業務、クラウド開発・運用等のクラウドソリューション業務、業務改善とデジタル化推進の両軸でバックオフィスの変革を行うITコンサルティング業務及びリクルーティングクラウド（AI採用クラウドサービス）の提供を中心としたHRソリューション事業を実施しております。

主な関係会社・・・株式会社船井総研デジタル、株式会社HR Force

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な 事業の内容 | 議決権の 所有割合(%) | 関係内容 |
|-------------------------------|---------|-------------|-------------------|------------------|----------------------|
| (連結子会社) ㈱船井総合研究所 (注)3、4 | 大阪市中央区 | 3,000,000 | 経営コンサルティング 事業 | 100.0 | 建物の賃貸等 役員の兼任等...有 |
| ㈱船井総研デジタル(注)5 | 大阪市中央区 | 50,000 | デジタルソリューション 事業 | 100.0 | 建物の賃貸等 役員の兼任等...有 |
| 船井(上海)商務信息咨询有限公司 | 中国上海市 | 130,000 | 経営コンサルティング 事業 | 100.0 | 役員の兼任等...無 |
| 船井総研ロジ㈱(注)6 | 大阪市中央区 | 98,000 | ロジスティクス事業 | 100.0 | 建物の賃貸等 役員の兼任等...有 |
| ㈱船井総研ITソリューションズ | 東京都千代田区 | 60,000 | 経営コンサルティング 事業 | 100.0 | 建物の賃貸等 役員の兼任等...有 |
| ㈱プロシード | 東京都千代田区 | 100,000 | 経営コンサルティング 事業 | 100.0 | 建物の賃貸等 役員の兼任等...無 |
| ㈱HR Force | 東京都千代田区 | 64,000 | デジタルソリューション 事業 | 100.0 | 建物の賃貸等 役員の兼任等...有 |
| 成長戦略㈱(注)2 | 東京都文京区 | 2,000 | 経営コンサルティング 事業 | 100.0 (100.0) | 役員の兼任等...有 |

(注)1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 2023年1月1日付で株式会社船井総合研究所が成長戦略株式会社の株式を100%取得し連結子会社(当社の孫会社)となりました。議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 特定子会社であります。

4 ㈱船井総合研究所については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

| | | | |
|----------|-------|------------|----|
| 主要な損益情報等 | 売上高 | 20,419,213 | 千円 |
| | 経常利益 | 6,547,516 | 千円 |
| | 当期純利益 | 4,720,014 | 千円 |
| | 純資産額 | 15,983,006 | 千円 |
| | 総資産額 | 18,977,678 | 千円 |

5 ㈱船井総研デジタルについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

| | | | |
|----------|-------|-----------|----|
| 主要な損益情報等 | 売上高 | 4,221,553 | 千円 |
| | 経常利益 | 197,436 | 千円 |
| | 当期純利益 | 190,482 | 千円 |
| | 純資産額 | 998,019 | 千円 |
| | 総資産額 | 2,176,482 | 千円 |

6 船井総研ロジ㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

| | | | |
|----------|-------|-----------|----|
| 主要な損益情報等 | 売上高 | 4,410,275 | 千円 |
| | 経常利益 | 383,111 | 千円 |
| | 当期純利益 | 259,473 | 千円 |
| | 純資産額 | 1,337,244 | 千円 |
| | 総資産額 | 2,121,583 | 千円 |

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|---------------|--------------|
| 経営コンサルティング事業 | 941 (17) |
| ロジスティクス事業 | 89 (12) |
| デジタルソリューション事業 | 381 (59) |
| 全社(共通) | 124 (2) |
| 合計 | 1,535 (90) |

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載していません。
- 2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。
- 3 従業員数が前連結会計年度に比べて153名増加しておりますが、これは主として業務拡大による採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|-----------|---------|-----------|------------|
| 124 (2) | 39.4 | 9.4 | 6,695 |

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|-----------|
| 全社(共通) | 124 (2) |
| 合計 | 124 (2) |

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。
- 4 従業員数が前事業年度に比べて14名増加しておりますが、これは主として業務拡大による採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社、(株)船井総合研究所、(株)船井総研デジタル、船井総研ロジ(株)及び(株)HR Forceには、労働組合(組合員数1,359人)が組織されておりますが、上部団体には加盟しておりません。また、その他の子会社においては労働組合は組織されていません。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

| 当事業年度 | | | | |
|----------------------------|--------------------------|----------------------|---------|-----------|
| 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1 | 男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2 | 労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1 | | |
| | | 全労働者 | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 |
| 34.6 | 40.0 | 56.4 | 60.6 | 9.3 |

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

| 当事業年度 | | | | | | | | |
|-----------|----------------------------|------------------|---------|-----------|------|----------------------|---------|-----------|
| 名称 | 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1 | 男性労働者の育児休業取得率(%) | | | | 労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1 | | |
| | | 全労働者 | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 | | 全労働者 | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 |
| ㈱船井総合研究所 | 9.0 | 83.3 | - | - | (注)2 | 65.9 | 66.7 | 36.7 |
| ㈱船井総研デジタル | 53.6 | 33.3 | - | - | (注)2 | 81.9 | 80.9 | 103.6 |

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、2023年にグループパーパスを制定いたしました。変化が激しい不確実性の時代においても、力強く持続的に成長し続けられる会社をサステナブルグロースカンパニーと定義し、そのような企業を数多く輩出すること、また当社グループ自身もそのような会社になるという思いを込めています。

グループパーパス

「サステナブルグロースカンパニーをもっと。」

Sustainable Growth for More Companies

どんな時代にも成長し続ける企業を増やし、あらゆる人が幸せにその可能性を开花させ、社会の生産性をも上げられる、そんな未来を私たちがリードしよう。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、上記グループパーパスの実現に向けて、常に成長し続けるグループを目指し、2023年12月期から2025年12月期の中期経営計画においては、資本効率を意識した経営を目指し、ROE（自己資本利益率）については2025年12月期に25%以上を目標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2023年12月期から2025年12月期にかけての中期経営計画においては、中核事業である経営コンサルティング事業を中心に“中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティング”を基本方針に定め、加えて、グループの成長の源泉である人的資本の充実を目標とした「積極的人財投資」と「グループパーパスの浸透」にチャレンジしてまいります。

なお、以下の各戦略につきましては、2023年12月期から2025年12月期の中期経営計画における戦略を記載しております。

経営コンサルティング事業における事業戦略

経営者との直接接点を豊富に有することで、上流工程からアプローチできる強みを活かし、高い収益性を維持しながら、中堅・中小企業の経営課題を一気通貫でサービス提供できる体制へとビジネスを拡張してまいります。また、上流コンサルティングの更なる拡大や中堅企業領域への展開も推し進めてまいります。

ロジスティクス事業における事業戦略

コンサルティング、コミュニティ、ネットワーク、データベースの4軸において、国内最大のロジスティクス事業基盤の構築を目指し、従来の業務領域をさらに発展させ、総合ロジスティクス・プロバイダー企業を目指してまいります。

デジタルソリューション事業における事業戦略

デジタルソリューションサービスの拡充により、当社グループの基本方針であるDXコンサルティングや中堅企業向け経営コンサルティングへの領域拡大に資するように、引続き経営資源を投入してまいります。

人財戦略

グループ共通の新たなコアバリューをベースに、より多様な人財がその長所を存分に発揮できる環境をデザインし、採用・育成・活躍の好循環により、グループの持続的成長を実現してまいります。

資本政策の基本的方針

・基本方針

当社は、株主価値を中長期的に高めていくために、適切な資本政策の方針の策定・実行が極めて重要であると認識しております。最適な株主資本の水準の形成と併せて、株主還元の上昇に努めると同時に、積極的な事業投資により利益の拡大を目指し、資本効率を高めていくことを基本方針としております。

・効率性の方針

2025年には、ROE（自己資本利益率）25%以上を目指してまいります。

・株主還元の方針

配当性向55%以上かつ総還元性向60%以上を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、第54期にスタートした「中期経営計画（2023-2025年）」では、基本方針として“中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティング”を定め、持続的に成長し続けられる企業に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

グループ経営の強化及び事業領域の拡大

当社グループは、“中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティンググループ”を目指しております。また、グループパーパスとして「サステナグロースカンパニーをもっと。」を掲げ、成長性と収益性を維持しながら、お客様の経営の持続性を高める支援をしております。具体的には、従来の中小企業向けの業種別のマーケティングコンサルティングである成長実行支援や、マネジメントコンサルティングである人材開発支援を拡充しながら、マーケティングオートメーションやSFA構築、さらにはAI活用などのDXコンサルティング及び、M&AやIPOなど価値向上支援を加速させております。そのため、今後さらに、グループ会社の連携強化をしてまいります。これにより、2025年度は、グループ売上高330億円、営業利益89億円の達成を目指してまいります。

優秀な人財の採用、育成の強化、定着率の向上

売上高に直結する「コンサルタント人財」を中心に年平均成長率約10%で増員してまいります。コンサルタント人財は、リモートワーク下で課題となった離職率の抑制を継続し、上流工程のコンサルタントを増員し収益性を拡大してまいります。具体的には、成長性の高いDX領域やM&A領域などではキャリア採用を積極化、中堅企業に対応できるPM人財の採用・育成強化による生産性向上を目指してまいります。エンジニアを含むビジネス人財は、ノーコード・ローコードを中心としたシステム開発や業種向けDXソリューションの構築と販売に積極的にアサインし、稼働率と生産性の向上に努めます。

資本効率の向上と積極的な株主還元

営業活動により得られたキャッシュフローを積極的に成長投資及び株主還元に戻すことにより、持続的な成長を目指してまいります。成長投資については、2030年を見据えて「人財」「デジタル」「オフィス」に積極的に投資することにより、力強い持続的成長を目指します。なお、資本効率につきましては、2025年にROE20%を目標としておりましたが、2023年に2年前倒しで達成いたしましたので、2025年のROE目標を25%以上に上方修正いたします。株主還元方針につきましては、継続的な増配や自己株式取得などにより、配当性向55%以上、総還元性向60%以上となるよう、株主還元施策を引続き実施します。

サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、変化が激しい不確実性の時代においても、力強く持続的に成長し続けられる会社をサステナグロースカンパニーと定義し、そのような企業を数多く輩出すること、また当社グループもそのような会社になるという志を込めて、グループパーパスとして「サステナグロースカンパニーをもっと。」を制定しております。また、当社グループ自身の持続的成長のため、3つのマテリアリティ「中堅・中小企業への経営コンサルティングを通じた社会への貢献」、「顧客企業のESG経営へのサポート」、「自社グループの経営におけるESGへの積極的配慮と情報開示」を定めております。このマテリアリティに基づき、気候変動対応における新たな事業機会の創出や、人的資本の更なる充実に向けた人財育成の早期化、働きやすい職場環境整備などに取り組んでおります。また、社外取締役を委員長とするサステナビリティ委員会において定期的な議論を行うことで、時流に即した対応ができる環境整備も進めてまいります。

内部統制、コーポレート・ガバナンスの強化

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスのより一層の向上が不可欠と認識しており、コーポレートガバナンス・コードの確実な実践や、内部統制機能の確立は、極めて重要な課題であると考えております。当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスを機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、ESG及びサステナビリティに関連する重要事項を取締役会において審議等を進めてまいりましたが、グループ全体でサステナビリティ経営をより一層推進するため、2021年度に取締役会の諮問委員会として「サステナビリティ委員会」を新たに設置しました。サステナビリティ委員会は、4名の委員（委員長は社外取締役）で構成され、年3回開催を目安とし、サステナビリティに関する目標設定や進捗状況のモニタリング、達成内容の評価等を通じて、取締役会への報告・答申を行っております。また、当社においてサステナビリティ推進室を設置し、テーマ別の4つの推進グループ（環境（気候変動）、人的資本（人財）、情報セキュリティ、事業）を設け、毎月開催されるサステナビリティ推進室ミーティングにおいてグループ全体で活動の進捗確認や今後の取組について議論しております。

また、当社グループ、ステークホルダー及び社会から見た重要性を踏まえた取組を進めており、重要性の高い項目については、当社ホームページに“マテリアリティ”として公開しております。これらの項目については内外環境の変化に応じ、適宜見直しを行ってまいります。

（当社グループのサステナビリティに関するマテリアリティについて）

<https://hd.funaisoken.co.jp/sustainability/materiality/>

（1）気候変動

ガバナンス

当社ではサステナビリティ担当役員、サステナビリティ推進室を中心に、株式会社船井総合研究所のカーボンニュートラルユニットとも連携し、気候変動関連のリスク・機会の評価・マネジメント、環境基本方針やGHG排出量等の目標の検討、各種対策の推進・進捗管理や開示等の対応を行っております。サステナビリティ推進室はその検討・進捗状況等を取締役会の諮問機関であるサステナビリティ委員会に報告し、審議されます。サステナビリティ委員会での審議結果は、適宜取締役会に報告され、モニタリングが行われています。

戦略

当社グループは、環境基本方針に、自社グループの活動内だけでなく、コンサルティングサービスを通じ、お客様と共に気候変動への取組み、環境汚染の防止、資源循環の推進等により、環境負荷の低減を図ることを掲げております。当社グループは、気候変動に関するリスクと機会による影響の把握に努め、サステナブルな社会の実現に向け、必要な戦略を遂行しております。

・リスク

| 分類 | | リスク評価 | 主な対応策 |
|-----------|----|--|---|
| 移行 リスク | 市場 | 社会全体及びクライアントの気候変動及び脱炭素意識の向上 | 社会全体の気候変動に対する関心が高まる中、当社グループの主なクライアントである中堅・中小企業においても脱炭素化及び環境配慮型経営へのシフトが進んでおります。その中で、当社グループが提供するコンサルティングサービスにおいて脱炭素支援などのコンサルティングサービスを提供しております。 |
| | 評判 | ステークホルダーからの評判の低下・説明不足による取引の低下 | 気候変動に対して、クライアントや投資家等のステークホルダーからの要請が急速に増し、当社が消極的な対応を取った場合や対応が遅れた場合には、当社のブランド棄損や社会的評価が低下するリスクがあります。さらには、若い世代の気候変動への危機感の上昇による人材獲得の困難化につながるリスクも想定されます。 |
| 物理 リスク | 急性 | 自然災害・風水害の激甚化による経済停滞リスクの増大 事業所の被災によるデータ紛失等のリスク | 当社グループの各オフィスへ物理的な被害や交通網の被害があった場合、対面型のコンサルティング事業に影響を与えるとともに、グループ従業員の安全確保が必要となります。安全確保のために安否確認システムを導入しております。また、事業所の被災によるデータ（支援先データ、個人情報データ）紛失リスクもあるため、情報セキュリティ統括部門やリスク管理委員会と連携し、システムインフラの強化を推進しております。 |

・機会

| 分類 | | 機会 | 主な対応策 |
|----|---------|-------------|---|
| 機会 | 製品とサービス | 環境配慮サービスの提供 | <p>社会及び市場やクライアントからのサステナビリティに対する関心が高まるほど、当社へのコンサルティングニーズは増加していくと想定されます。当社としては業種ごとに展開するコンサルティングサービスにおいて、気候変動への配慮・環境へ配慮したサービス提供を拡充してまいります。</p> <p>各社の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)船井総合研究所では、住宅・不動産部門のZEB/ZEH建築ビジネス、カーボンニュートラル支援グループによるTCFD対応・CDP回答・SBT認定・脱炭素ロードマップ策定・カーボンニュートラル支援ソリューションを提供しております。また、カーボンニュートラル経営推進のために、中堅・中小企業の経営者・サステナブル責任者向けの会員制勉強会として「脱炭素経営研究会」を開催しております。 ・船井総研ロジ(株)では、ロジスティクスESGコンサルティングを展開し、ロジスティクスの活動で生じる環境負荷の低減に取り組んでおります。ESGの観点から企業の取組度合いを「レーダーチャート評価」しております。診断結果を基に、物流コンサルタントが進捗と課題を分析し、戦略を検討するなど、ESGロジスティクス導入に向けた実行支援も行っております。 |

上記に記載したリスクと機会は、後述するリスク管理委員会やサステナビリティ委員会に報告・共有し、適切な対策の検討及び実施を図ってまいります。

リスク管理

気候変動対応に関わる環境関連リスクの分析と報告はサステナビリティ推進室が担当し、サステナビリティ委員会に報告されております。サステナビリティ委員会にて対策が必要と判断される環境関連リスクはリスク管理委員会に共有し、リスク管理委員会に共有するとともに、取締役会へ答申を行っております。取締役会では、他のリスクとの関連性も評価した上で、必要な対策を決定し、これを実施しております。

指標及び目標

当社グループは、「中期経営計画(2023-2025年)」において、サステナビリティ目標としてGHG排出量50%削減(2019年度比)を掲げております。再生可能エネルギーの調達について、当社グループは2021年6月より、東京本社オフィスにおいて再生可能エネルギー由来の電力契約に切り替えております。2030年には国内事業所においては、再生可能エネルギー調達率100%を目指しScope 2の実質ゼロ化を実現してまいります。

Scope別GHG排出量実績(2023年度)

| | 排出量(t-CO2) | 削減目標 |
|-----------------|------------|---|
| Scope 1 | 2.9 | 2025年GHG排出量50%削減(2019年比) Scope 1及びScope 2対象 |
| Scope 2 マーケット基準 | 376.4 | 2030年に国内事業所において再生可能エネルギー調達率100%を目指しScope 2の実質ゼロ化を実現 |

< Scope 2算定にあたっての原単位について >

マーケット基準の排出量算定は、各事業所が契約している小売電気事業者ごとの調整後CO2排出係数を基に算出しておりますが、上海事業所においては、上海市電力公司による、調整後CO2排出係数が確認できなかったため、代替として、中国統一のグリッド排出係数(2022年0.5703tCO2/MWh)を採用しております。

(2) 人的資本

ガバナンス

人的資本のガバナンスについて、サステナビリティ委員会でモニタリング・議論しております。船井総研グループ人財基本方針や中期経営計画(2023-2025年)の人財戦略のもと、採用・育成・定着など各施策を担当部門で推進しております。また施策の進捗状況はグループHRミーティングや経営会議の場で各社の取組を共有するとともに、必要に応じて取締役会に報告しております。

戦略

人的資本に関連する戦略は、船井総研グループ人財基本方針に基づき、中期経営計画(2023-2025年)の人財戦略における各施策を推進しております。

・方針1 船井総研グループ人財基本方針

当社グループは、船井総研グループ人財基本方針の基本理念に基づき、サステナブルな社会を実現するための重要な価値創造の源泉として、“人財”に対する重要性を認識し、優秀な人財の確保及び教育を最優先課題とし、社会に対する価値提供を果たしながら貢献してまいります。

人財基本方針で定めるテーマ

1. ダイバーシティ&インクルージョン
2. 成長機会の創出
3. 社員エンゲージメントの向上
4. 健康経営
5. 情報開示
6. 法令遵守

人財育成に関しては「成長機会の創出」を掲げており、より良き社会をつくるため、また時代が求める変革に対応できる社員を最大限に育成するため、教育・研修体系の充実を図っております。若手社員の早期育成、生産性向上につながるデジタルスキル習得など、更なる教育プログラム拡充及び教育投資の拡大を進めてまいります。

また、社内環境整備に関して、女性活躍推進や障がい者雇用・活躍といったダイバーシティ&インクルージョンは、イノベーションや価値創造の実現、生産性向上に必要な土壌づくりとして不可欠だと考えております。従業員がいきいきと働き続けられる環境を整備し、今後もダイバーシティ&インクルージョンを推進してまいります。

・方針2 船井総研グループ人権基本方針

当社グループは、コンサルティング事業をはじめとする事業又はビジネスの推進にあたり「人権の尊重」が企業にとって重要な要素または責務であるとの認識の下、船井総研グループ人権基本方針を制定し、グループ全体で人権尊重の取組を推進、その責任を果たすよう努めてまいります。

人種、民族、国籍、宗教、出身地、性別、婚姻の有無、年齢、言語、障がいの有無や健康状態及び職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別を禁止し、ハラスメントを行わないことを確認するとともに、いかなる形態の強制労働及び児童労働も認めておりません。また、当社グループでは労働者の団体交渉等に関する労働基本権を尊重します。人権に対する配慮においては、社内での教育・研修の機会も設け理解を深めることに努めてまいります。

・人財戦略

当社グループでは、多様な人財の活躍こそが持続的成長につながると考えております。そのため、「中期経営計画(2023-2025年)」の重点方針として「積極的人財投資」と「グループパーパスの浸透」を掲げ、グループ成長の源泉である人的資本の更なる充実を図ってまいります。

人財戦略の重点施策

(採用) 2025年末社員数1,800名に向けた採用強化

コンサルタントの新卒採用の再強化

新領域及び専門領域におけるキャリア採用の強化

多彩なバックグラウンドを有する経営人財の採用強化

(育成・活躍) コンサルタント&ビジネス人財の育成・活躍推進

教育プログラムの拡充による若手の早期育成

コンサルタントのデジタルスキル習得による生産性向上

社員のスキルアップや経営人財育成のための教育投資の拡大

(定着) E V P向上による優秀人財の定着促進 E V P (Employee Value Proposition) : 従業員への提供価値

持続的な報酬水準の向上による定着促進

東京オフィス移転&ワンフロア集約でのコミュニケーション促進

パーパスへの共感促進によるエンゲージメント向上

リスク管理

社員や働き方など多様化が進む今日、船井総研グループでも国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権への配慮・尊重を図るべく人権デューデリジェンス体制を構築しております。想定される人権リスクに関する事象が発生した際はリスク管理委員会への報告と対策が議論・実施されております。

・想定される人権リスクの整理

当社グループの事業において、グループ従業員は最も重要な経営資本でありステークホルダーです。人権デューデリジェンスの「人権への負の影響の特定・評価」において、当社グループの事業における最も重要なステークホルダーの人権リスクを整理しており、定期的に精査を行ってまいります。

| 対象 | グループ従業員 |
|------------|--|
| 想定される人権リスク | <ul style="list-style-type: none"> 過重労働や差別、ハラスメントによる心身への影響 結社の自由や団体交渉権、プライバシーの侵害 救済へのアクセス(内部通報窓口など)未整備による対応の遅れ |
| 事業への影響 | <ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントの低下 離職の増加 採用への悪影響 |
| リスク予防策 | <ul style="list-style-type: none"> 人的資本投資 適切な人事評価制度や報酬体系 内部通報制度の活用 専門部署スタッフによるフォロー eラーニングなどの継続的啓発 |
| 救済措置 | <ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会への報告及び事実確認 事実確認後の是正指示 再発防止に向けた啓発の実施 など |

指標及び目標

当社グループは、「中期経営計画(2023-2025年)」において、サステナビリティ目標としてグループの成長の源泉である人的資本の充実の観点から総従業員数1,800名(うちコンサルタント1,150名)、多様な人材の能力発揮をしようとする職場環境整備の観点から女性管理職比率25%、社外取締役の過半数継続を掲げております。

女性管理職比率の2023年度実績は提出会社である株式会社船井総研ホールディングスは34.6%、グループ全体では22.6%でした。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループのリスク管理体制

当社グループにおいては、損失リスクの管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、重点対応リスクを抽出した上で具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理し、リスク発生の防止に努めるなどの活動を行っております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

(2) 経営コンサルティング事業が経営成績上大きなウエイトを占めていることについて

経営コンサルティング事業は、当社グループの中核事業であり、収益面においても利益面においても大きな比重を占めております。

当社グループ(連結)の2022年12月期及び2023年12月期における売上高及び営業損益の内訳(金額及び構成比)は、下表のとおりであります。

| | (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | | | | (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | | | |
|---------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| | 売上高 | | 営業損益 | | 売上高 | | 営業損益 | |
| | 金額 (百万円) | 構成比率 (%) | 金額 (百万円) | 構成比率 (%) | 金額 (百万円) | 構成比率 (%) | 金額 (百万円) | 構成比率 (%) |
| 経営コンサルティング事業 | 18,277 | 71.3 | 6,238 | 87.9 | 20,284 | 71.8 | 6,757 | 93.3 |
| ロジスティクス事業 | 3,778 | 14.7 | 448 | 6.3 | 3,886 | 13.8 | 394 | 5.4 |
| デジタルソリューション事業 | 3,562 | 13.9 | 176 | 2.5 | 4,051 | 14.3 | 70 | 1.0 |
| 消去又は全社 | 17 | 0.1 | 237 | 3.3 | 15 | 0.1 | 166 | 2.3 |
| 合計 | 25,635 | 100.0 | 7,100 | 100.0 | 28,238 | 100.0 | 7,247 | 100.0 |

(3) 当社グループの中核事業である経営コンサルティング事業に関連するリスクについて

経営コンサルティング業界を取り巻く環境について

当社グループにおいては、主に株式会社船井総合研究所が企業・法人を対象とした経営コンサルティングを行っております。

経営コンサルティング事業は、様々な分野において、幅広い専門知識や情報・技術をもって、企画立案・指導助言などのサービスを行う専門サービス業であります。当社グループが属する経営コンサルティング事業は、弁護士、公認会計士、税理士等のように法律によって独占業務が存する業態とは異なり、開業に際し必ずしも特別な資格取得の必要でない業態であります。

当業界におけるコンサルタント会社は、顧客満足度の高いサービスを提供するために、日々の業務等から得られたノウハウを蓄積し、新たな方法論(顧客の現状分析方法や現状分析に基づいた現状改革の方法)の構築を行っておりますが、今後当業界はさらに競争が厳しくなると予想され、DX等の新たな顧客ニーズも発生しており、顧客ニーズに対応できる企業とそうでない企業との二極分化の傾向が生じており、今後、合従連衡を含む業界再編が進展していく可能性もあります。

また、我が国における当業界の市場規模は、欧米と比較し経済規模としては相対的に小さいとの指摘がなされております。今後、我が国における企業経営が成熟するに従い、経営コンサルティングなどの知的専門サービスに対するニーズは高まるものと認識しておりますが、こうした知的専門サービスに対する理解並びに認識が十分に高まらず、当社が顧客ニーズに適合しない方向に向かった場合は、当社の収益の拡大も限定的なものに留まる可能性があります。

株式会社船井総合研究所の事業内容並びに顧客開拓について

当社グループの中核事業会社である株式会社船井総合研究所は、企業経営者が抱える様々な経営上の問題に対

し、業種業態ごとに対応したマーケティング・顧客管理・人事などの経営に関するコンサルティングを通じ、顧客企業の育成及び発展を支援しております。

また、顧客企業に対する直接的なコンサルティング活動の他に、多岐にわたる経営課題並びに時流に即した経営セミナーの主催、また、経営戦略の研究や会員相互の交流による事業の可能性を広げるネットワーク作りを目的とする、多様なメンバーから構成された会員制組織である経営研究会を運営しております。

顧客開拓につきましては、既存顧客からの紹介、主催するセミナーによる集客、研究会のネットワーク拡充及び無料経営相談などにより顧客開拓を図っております。

顧客基盤におきましては、創業以来、流通業を主要な顧客基盤としておりましたが、現在においては、住宅・不動産業、医療・介護・福祉業、土業、自動車関連業、人材サービス業等、顧客基盤は拡大してきております。

株式会社船井総合研究所は、顧客開拓を専門に行う営業部門を有しておらず、今後も上記のようなコンサルティング活動を通じて顧客開拓を図る方針であります。顧客開拓のための活動や手法が有効に機能しなくなる等の事態が生じた場合においては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の経営コンサルティング事業について

株式会社船井総研ITソリューションズは、ITコンサルティング事業を行っており、主に基幹システム導入サポートやITコスト削減支援などのITコンサルティング業務を行っております。IT関連業界においては技術革新のスピードが速く、また競合他社においても大手企業はもとより新興企業が多数存在し、競争の激しい業界であります。このような業界においては、刻々と変化、複雑化する顧客ニーズに対し的確に対応する必要があり、同社が顧客ニーズに対応できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、同社は、2024年4月1日をもって、株式会社船井総合研究所に吸収合併される予定です。

株式会社プロシードは、コンタクトセンターコンサルティング事業を行っており、米国COPC社との日本独占ライセンス契約に基づいて、COPC組織認証等個人向けトレーニングを実施しているため、COPC社の経営方針、サービス内容の変化等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンサルタントへの依存について

経営コンサルティング事業において、コンサルタント1人当たりの業務量には限界があることから、事業拡大を図るには優秀なコンサルタントの増員が不可欠であります。そのために、社内教育の研修プログラムにおいてコンサルタントとしての基本姿勢及び必要な知識を習得させ、また、通常3～5名程度で構成されるチームで実際の現場におけるコンサルティング業務を通じ、個々のコンサルタントのレベルアップと知識ノウハウの社内共有を図り人材の育成に努めております。とりわけ育児等と就業の両立支援の制度の導入により女性の活躍機会の向上に積極的に取組んでおり、優秀な人材の定着に努めております。さらに、新たな人材確保においては、国内外を問わず新卒採用の他に各分野での経験者の採用を積極的に進め、潜在能力の高い人材の獲得に努めております。

今後においても優秀な人材の確保及び優秀なコンサルタントへの育成に努め、引続き増員を図る方針ですが、当社グループが求める人材の確保及び育成が進捗しない場合においては、コンサルタントへの依存が高い当社グループの事業並びに業績に影響を及ぼすこととなります。

また、当事業の性格上、個々のコンサルタントの意識や能力等により、パフォーマンスに差が生じる可能性があります。

当社は、社員のモチベーション及び帰属意識をより高めるために、人事評価制度における見直しを行い、個々の成果がより反映される給与体系を導入しております。しかしながら、能力の高いコンサルタントの中には独立志向が高い人材がいる可能性もあり、一部の重要な人材の離職があれば、業績において一時的な影響を受ける可能性があります。

海外事業におけるカントリーリスクについて

当社は中国上海市に子会社を有しており、主に国内企業の中国進出サポート及び現地における営業マーケティングのコンサルティング活動を展開しております。中国市場におけるコンサルティングニーズは高い一方で、カントリーリスクが依然として高い状況にあります。具体的には、反日活動による日本製品への影響、税務・法務諸制度の度重なる変更による影響、政治・経済状況の激変によるマーケットに与える影響、大気汚染をはじめとした環境問題による従業員の健康への影響、その他、為替リスクなど海外事業特有のカントリーリスクがあげられます。今後も中国ビジネスにおけるコンサルティングニーズは高まるものと考えておりますが、上記のようなカントリーリスクにより、当社グループに一時的に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営コンサルティング事業以外の事業に関連するリスクについて

ロジスティクス事業については、顧客の業績向上及び物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流BPO業務等のサービスを提供しております。これらは顧客との良好な関係により成立するため、常に競合会社からの営業活動による顧客の流出リスクに晒されております。また物流BPO業務については、リフト作業時の事故や倉庫内事故といった荷物事故、車両事故、倉庫の火災等予期しない業務事故が発生する可能性を秘めており、共同購買では品質における瑕疵等が考えられ、その対応処置に応じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。さらにESGにおける顧客をはじめとした社会・サプライチェーン全体の環境に配慮したソリューション提案を速やかに展開する必要性に迫られるリスクに晒されております。

デジタルソリューション事業については、マーケティング・バックオフィスの両面において、デジタル活用のコンサルティング、システム開発やプロダクト開発、WEB広告運用代行業務等のサービスを提供しております。デジタル関連業界においては技術革新のスピードが速く、また競合他社においても大手企業はもとより新興企業が多数存在し、競争の激しい業界であります。このような業界においては、刻々と変化、複雑化する顧客ニーズに対する確に対応する必要があり、同社が顧客ニーズに対応できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。またHRソリューション事業については、主に採用広告運用代行サービスを通じて、現在多くの企業が抱える人手不足という課題に、ITテクノロジーを活用した解決ソリューションを提供しております。人材業界は大手企業をはじめ競合他社が多数存在し、価格面やサービス面において同社の競争優位性を維持できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 当社グループ戦略等について

事業領域の見直しについて

当社グループは、現経営陣の下、事業戦略の見直しを行った結果、中核事業であり安定した利益の見込まれる経営コンサルティング事業については、当面事業の拡大は可能と判断し、当該事業及びその周辺事業に経営資源を集中する方針を採っております。

当該方針に従い、今後、経営コンサルティング事業とシナジー効果の高い周辺事業などの新規の事業領域への進出を図ることにより、初期投資によるコスト発生及び投資計画と業績実績との乖離が発生した場合、当社グループの経営成績に一時的に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのブランド力について

創業者の船井幸雄が築いてきた「船井総合研究所」ブランドは、経営コンサルティング事業をはじめとする当社グループの事業展開の上で不可欠であり、このブランドを維持・発展することは、当社グループの事業基盤拡大の上で非常に重要であります。しかしながら、コンサルタントの質の低下や当社グループが提供するサービスが、顧客ニーズに必ずしも合致したものではなくなる状況が生じ、顧客からの信頼獲得に影響を及ぼす等の事態が生じた場合には、ブランド力の低下につながります。また、「船井総合研究所」あるいは「船井総研」の商標を冠する各社等にリーガル・コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス上の諸問題が発生した場合にはブランドの毀損につながり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティに関するリスクについて

当社グループは、業務遂行上の必要から、個人情報や経営情報等の顧客の機密情報を保有しております。当社グループでは情報セキュリティをESGの重要課題の一つと捉え、グループの情報セキュリティ基本方針の下、当該情報の取得、保管、加工、利用、廃棄に当たっては、個人情報の保護に関する法律やその他の各種法令、守秘義務契約や機密保持契約を厳守すべく、グループ全体に情報セキュリティ関連規程及び運用状況の統制を行い、社内規程に則った取扱いをする体制を布いております。組織面では役職員等に対して情報セキュリティ5か条及び情報セキュリティマニュアルやeラーニングを用いた教育・研修等による情報管理の重要性の周知徹底をするとともに、システム面では主たるグループ会社では2018年より場所を選ばないシームレスなモバイル環境の整備と、クラウド化やメールの暗号化及び誤送信対策等によりセキュリティの両立を進め、コロナ禍以降の新たな働き方にもスムーズに対応しております。また、株式会社船井総合研究所では、2020年から顧客の情報資産の預かり方法の仕組みも刷新するなど、セキュリティ対策を日々強化し、機密保持に努めております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、不測の事態により、これら情報の流出、個人情報の取得・取扱手続の不備による法令違反、重要データの破壊や改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社グループの信用低下や損害賠償等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 内部管理体制について

当社グループは、持続的な成長と中長期的に企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけております。当社グループでは業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備及び運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 保有資産に関するリスクについて

当社グループが保有する資産のうち、有形固定資産、無形固定資産及び有価証券等において、当社グループの業績が計画どおり進捗できず将来得られるキャッシュ・フローが大幅に減少することとなった場合や、発行体の業績悪化等や経営破綻等が発生した場合には、これらの資産について減損処理を行う場合があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。こうした保有資産に関するリスクを回避するために、新規投資及び投資後の進捗管理を取締役会等において十分に検討を行い、リスクの予防や早期発見に努めてまいります。

(9) 大規模災害やパンデミック等のリスクについて

大規模災害により社会インフラが損壊するような事態や新型コロナウイルス等によりパンデミックが発生し、世界経済に悪影響を与える事態になった場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。これらの事態に備えて、従業員の安否を確認し、安全を確保する危機管理マニュアルを定めており、また事業継続対策の一環として、2024年4月に東京本社を東京ミッドタウン八重洲に移転することとしております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が解除され、訪日外国人数も右肩上がり回復を遂げるなど、社会経済活動の正常化が進みました。しかし中小企業においては、原材料価格の上昇、従業員の確保が困難であるなど、深刻な人手不足は継続しており、引続き厳しい状況にあります。また、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の激化など地政学的リスクの高まり、不安定な国際情勢によるエネルギー価格や原材料の高騰、為替相場における急激な変動は景気への懸念材料となり、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、変化の激しい不確実な時代においても、力強く持続的に成長し続けられる会社を数多く輩出すること、また、当社グループ自身もそのような会社になるという志の下に、「サステナブルな成長を追求し、社会課題を解決する」というグループの理念を「サステナブルな成長を追求し、社会課題を解決する」として制定いたしました。そのグループビジョンの実現に向けて、企業の経営課題に一気にサービス提供できる体制へとビジネスを拡張し、グループビジョンである「中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティンググループ」を目指してまいります。営業活動におきましては、セミナーや経営研究会、月次支援などのコンサルティング活動が対面での活動に戻りつつあります。また、中小企業向け総合経営コンサルティングを主力としながらも、DXコンサルティングや中堅企業向け総合コンサルティングの領域への拡大を推進しております。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高28,238百万円（前連結会計年度比10.2%増）、営業利益7,247百万円（同2.1%増）、経常利益7,343百万円（同2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,201百万円（同4.2%増）となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントを「経営コンサルティング事業」、「ロジスティクス事業」、「デジタルソリューション事業」の3つのセグメントに変更しております。これにより、変更後の区分により作成したものを記載しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

・経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業におきましては、有料の対面型セミナーを積極的に開催したため、セミナーからの受注が大幅に増加いたしました。またWEBからの受注も順調に増加いたしました。その結果、売上高、利益ともに前連結会計年度を超える業績を達成することができました。業種別で見ますと、医療・介護・福祉業界向けコンサルティング部門に加えて、製造業向けコンサルティング部門が大きく売上高を伸ばすことができました。利益面におきましては、対面での活動増加による旅費交通費、セミナー開催等に伴う会場費、積極的な販促活動におけるWEB販促費用などをかけながらも、増益を達成することができました。

その結果、売上高は20,284百万円（前連結会計年度比11.0%増）、営業利益は6,757百万円（同8.3%増）となりました。

| 売上高内訳 | 月次支援 | プロジェクト | 経営研究会 会費 | その他 | 合計 |
|--------|--------|--------|-------------|-------|--------|
| 単位：百万円 | 14,104 | 2,725 | 2,228 | 1,225 | 20,284 |

(注) プロジェクト売上にはM&A売上が一部含まれております。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、物流コンサルティング業務が、物流企業向け研究会の会員数増加及びセミナー開催が復調したものの、荷主企業向けコンサルティングが伸びず、減収となりました。物流BPO業務は、既存顧客との深耕により取引が順調に継続し、また新規取引先の開拓が進んだことで増収となりました。利益面におきましては、人材採用強化による人件費の増加により減益となりました。

その結果、売上高は3,886百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益は394百万円（同11.9%減）となりました。

・デジタルソリューション事業

デジタルソリューション事業におきましては、クラウドソリューション及びWEB広告運用代行が堅調に推移し増収となりました。しかし、利益面ではエンジニアを中心とした人材確保のための先行投資による人材採用費及び人件費増加により営業損失となりました。HRソリューションにつきましては、新規受注の増加・顧客の予算額の増加により増収となりました。

その結果、売上高は4,051百万円（前連結会計年度比13.7%増）、営業損失は70百万円（前連結会計年度は営業利益176万円）となりました。

また、当連結会計年度における財政状態の概況は次のとおりであります。

・資産の部

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて、1,379百万円減少し、31,631百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて3,625百万円減少し、18,657百万円となりました。これは主に現金及び預金の減少、受取手形、売掛金及び契約資産の増加によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2,245百万円増加し、12,973百万円となりました。これは主に建設仮勘定、のれん、投資その他の資産のその他に含まれる保証金及び定期預金の増加によるものであります。

・負債の部

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて594百万円増加し、5,904百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて599百万円増加し、5,666百万円となりました。これは主に未払金、その他に含まれる預り金の増加によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて4百万円減少し、238百万円となりました。これは主に退職給付に係る負債の減少によるものであります。

・純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,974百万円減少し、25,726百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益による増加、自己株式の取得による純資産の減少、剰余金処分による利益剰余金の減少によるものであります。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度末より2.5ポイント減少し、79.2%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて4,137百万円減少し、12,894百万円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

・営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は5,479百万円（前連結会計年度は4,960百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が7,272百万円となり、法人税等の支払額が2,385百万円、法人税等の還付額が602百万円となったことによるものであります。

・投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は2,233百万円（前連結会計年度は389百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出が649百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が617百万円、敷金及び保証金の差入による支出が759百万円となったことによるものであります。

・財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は7,385百万円（前連結会計年度は2,996百万円の資金の使用）となりました。これは主に、自己株式の取得及び売却による差引支出が4,312百万円、配当金の支払額が3,047百万円となったことによるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

| | 2019年12月期 | 2020年12月期 | 2021年12月期 | 2022年12月期 | 2023年12月期 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自己資本比率（％） | 79.4 | 82.4 | 80.7 | 81.7 | 79.2 |
| 時価ベースの自己資本比率（％） | 434.6 | 446.3 | 417.7 | 406.2 | 387.6 |
| キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年） | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍） | 863.6 | 761.7 | 1,056.1 | 671.8 | 823.3 |

(注) 1 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値を用いて、以下の計算式により算出しております。

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

2 株式時価総額は、期末株価終値×自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。

3 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております（リース債務を除く）。

4 営業キャッシュ・フロー及び利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を用いております。

受注及び販売の状況

・受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 受注高(千円) | 前年同期比(%) | 受注残高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|------------|----------|-----------|----------|
| 経営コンサルティング事業 | 17,184,006 | 104.8 | 7,455,707 | 100.8 |
| ロジスティクス事業 | 698,631 | 93.8 | 266,668 | 87.6 |
| デジタルソリューション事業 | 1,289,586 | 112.3 | 209,104 | 80.9 |

- (注) 1 経営コンサルティング事業については、月次支援及びプロジェクトの経営コンサルティング収入についてのみ記載しております。
2 ロジスティクス事業については、物流コンサルティング収入についてのみ記載しております。
3 デジタルソリューション事業については、ITコンサルティング収入及びクラウドソリューション収入について記載しております。
4 金額は販売価格で表示しております。

・販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|------------|----------|
| 経営コンサルティング事業 | 20,284,921 | 111.0 |
| ロジスティクス事業 | 3,886,134 | 102.8 |
| デジタルソリューション事業 | 4,051,746 | 113.7 |

- (注) 1 販売実績は、外部顧客に対する売上高を表示しております。
2 総販売実績に対して10%以上に該当する相手先はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態の分析)

・資産の部

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて、1,379百万円減少し、31,631百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて3,625百万円減少し、18,657百万円となりました。これは主に現金及び預金の減少、受取手形、売掛金及び契約資産の増加によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2,245百万円増加し、12,973百万円となりました。これは主に建設仮勘定、のれん、投資その他の資産のその他に含まれる保証金及び定期預金の増加によるものであります。

・負債の部

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて594百万円増加し、5,904百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて599百万円増加し、5,666百万円となりました。これは主に未払金、その他に含まれる預り金の増加によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて4百万円減少し、238百万円となりました。これは主に退職給付に係る負債の減少によるものであります。

・純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,974百万円減少し、25,726百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益による増加、自己株式の取得による純資産の減少、剰余金処分による利益剰余金の減少によるものであります。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度末より2.5ポイント減少し、79.2%となりました。

(経営成績の分析)

売上高におきましては、経営コンサルティング事業において、主力であります月次支援及びプロジェクトのコンサルティングが増収となりました。また、デジタルソリューション事業におけるクラウドソリューション及びHRソリューションも堅調に推移し、増収となりました。その結果、売上高は前連結会計年度に比べて10.2%増の28,238百万円となりました。

営業利益におきましては、売上原価は17,517百万円（前連結会計年度は15,484百万円）となり、コロナ禍での行動制限の緩和によるコンサルティング活動再開により旅費交通費、会議費・会場費が増加し、また、積極的な人材採用による採用費や人件費が増加しました。そして、販売費及び一般管理費は3,473百万円（同3,049百万円）となりました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べて2.1%増の7,247百万円となり、営業利益率は25.7%となりました。

経常利益におきましては、営業外収益は114百万円（前連結会計年度は115百万円）、営業外費用は19百万円（同18百万円）となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて2.0%増の7,343百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益におきましては、法人税等合計が2,070百万円（前連結会計年度は2,148百万円）となったことにより、前連結会計年度に比べて4.2%増の5,201百万円となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

・経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業におきましては、有料の対面型セミナーを積極的に開催したため、セミナーからの受注が大幅に増加いたしました。またWEBからの受注も順調に増加いたしました。その結果、売上高、利益ともに前連結会計年度を超える業績を達成することができました。業種別で見ますと、医療・介護・福祉業界向けコンサルティング部門に加えて、製造業向けコンサルティング部門が大きく売上高を伸ばすことができました。利益面におきましては、対面での活動増加による旅費交通費、セミナー開催等に伴う会場費、積極的な販促活動におけるWEB販促費用などをかけながらも、増益を達成することができました。

その結果、売上高は20,284百万円（前連結会計年度比11.0%増）、営業利益は6,757百万円（同8.3%増）となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、物流コンサルティング業務が、物流企業向け研究会の会員数増加及びセミナー開催が復調したものの、荷主企業向けコンサルティングが伸びず、減収となりました。物流BPO業務は、既存顧客との深耕により取引が順調に継続し、また新規取引先の開拓が進んだことで増収となりました。利益面におきましては、人材採用強化による人件費の増加により減益となりました。

その結果、売上高は3,886百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益は394百万円（同11.9%減）となりました。

・デジタルソリューション事業

デジタルソリューション事業におきましては、クラウドソリューション及びWEB広告運用代行が堅調に推移し増収となりました。しかし、利益面ではエンジニアを中心とした人材確保のための先行投資による人材採用費及び人件費増加により営業損失となりました。HRソリューションにつきましては、新規受注の増加・顧客の予算額の増加により増収となりました。

その結果、売上高は4,051百万円（前連結会計年度比13.7%増）、営業損失は70百万円（前連結会計年度は営業利益176万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて4,137百万円減少し、12,894百万円となりました。営業活動の結果得られた資金は5,479百万円（前連結会計年度は4,960百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が7,272百万円となり、法人税等の支払額が2,385百万円、法人税等の還付額が602百万円となったことによるものであります。投資活動の結果使用した資金は2,233百万円（前連結会計年度は389百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出が649百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が617百万円、敷金及び保証金の差入による支出が759百万円となったことによるものであります。財務活動の結果使用した資金は7,385百万円（前連結会計年度は2,996百万円の資金の使用）となりました。これは主に、自己株式の取得及び売却による差引支出が4,312百万円、配当金の支払額が3,047百万円となったことによるものであります。

当社グループの資金需要の主なものは、売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社グループの資金の源泉は主として営業活動によるキャッシュ・フローであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2023年12月期を開始年度とする3か年の「中期経営計画（2023年12月期～2025年12月期）」を掲げております。そのような中、売上高は人財戦略の一つであるコンサルタントの増員が順調に進み、経営コンサルティング事業及びロジスティクス事業は当初の計画を上回る見込みである一方で、デジタルソリューション事業におきましては、当初事業計画に対して乖離が発生したため計画を下回る見込みです。利益面につきましては、デジタルソリューション事業の計画見直しとコンサルタントを中心とした継続的な人件費の上昇と昨今の物価高等を鑑み、業績計画を修正することといたしました。

一方、機動的な資本政策の遂行により資本効率が向上しており、当社グループにおける中期経営計画の資本効率目標を修正することといたしました。詳細につきましては、当社の2024年2月8日付プレスリリースをご覧ください。

・2023年12月期から2025年12月期の中期経営計画における業績計画

| 期 | 項目 | 売上高 (百万円) | 営業利益 (百万円) |
|-----------|----|--------------|---------------|
| 2023年12月期 | 計画 | 28,500 | 7,900 |
| | 実績 | 28,238 | 7,247 |
| 2024年12月期 | 計画 | 30,500 | 7,900 |
| 2025年12月期 | 計画 | 33,000 | 8,900 |

(注) 上記計画は、初年度である2023年12月期においてデジタルソリューション事業の計画見直しとコンサルタントを中心とした継続的な人件費の上昇と昨今の物価高等の影響により、当初計画しておりました数値を下回ったため、2年目以降の計画数値の修正を実施いたしましたので、修正実施後の計画数値を記載しております。

・2023年12月期から2025年12月期の中期経営計画における資本効率

| 期 | 項目 | R O E |
|-----------|----|-------|
| 2023年12月期 | 実績 | 20.0% |
| 2025年12月期 | 計画 | 25%以上 |

(注) 上記計画は、機動的な資本政策の遂行により資本効率が向上しており、当社グループにおける中期経営計画の資本効率目標を上記のとおり修正することといたしました。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

特に記載すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | 従業員数 (名) |
|--------------------------|--------------|-------|-----------------------|---------------------|--------|-----------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 土地 (面積㎡) | ソフトウェア | 合計 | |
| 大阪本社 (大阪市中央区) | 全社(共通) | 事務所設備 | 568,729 | 672,635 (542.12) | 80,112 | 1,321,477 | 67 |
| 東京本社 (東京都千代田区) (注) | 全社(共通) | 事務所設備 | 30,358 [2,601.09] | - | 0 | 30,358 | 12 |

(注) 建物及び構築物の[]内は連結会社以外から賃借している建物の面積(単位:㎡)であります。

(2) 国内子会社

2023年12月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | 従業員数 (名) |
|-------------|-----------------------------|------------------|------------|-------------|-----------------------|--------|-----------|-------------|
| | | | | 建物及び 構築物 | 土地 (面積㎡) | ソフトウェア | 合計 | |
| 船井 総合研究所 | 五反田 オフィス (東京都 品川区) | 経営コンサル ティング事業 | セミナー 施設 | 237,195 | 3,387,653 (389.95) | - | 3,624,848 | - |

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達 方法 | 着手年月 | 完成予定 年月 | 完成後の 増加能力 |
|------|----------------------|--------------|-------|------------|--------------|------------|-------------|-------------|--------------|
| | | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | | | |
| 提出会社 | 東京本社 (東京都 中央区) | 全社(共通) | 事務所設備 | 1,313,982 | 420,662 | 自己資金 | 2023年 6月 | 2024年 3月 | (注) |

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

設備の除却等の計画は、2024年4月1日、東京都千代田区の東京本社(日本生命丸の内ビル)を東京都中央区の東京本社(東京ミッドタウン八重洲)へ移転することに伴うものです。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 130,000,000 |
| 計 | 130,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末 現在発行数(株) (2023年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (2024年3月25日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 52,000,000 | 50,000,000 | 東京証券取引所 プライム市場 | 単元株式数は 100株であります。 |
| 計 | 52,000,000 | 50,000,000 | - | - |

(注)2024年2月8日開催の取締役会決議により、2024年2月29日付で自己株式2,000,000株を消却いたしました。
このため、提出日現在の発行済株式総数は2,000,000株減少し、50,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。

なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年2月29日）にかけて変更された事項については、該当がある場合には、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載いたします。また、「付与対象者の区分及び人数」については、決議時点の内容で記載しております。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2012年4月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役6名（社外取締役を除く）及び執行役員6名 |
| 新株予約権の数（個） | 120個（注）1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 21,600（注）1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2012年5月8日～ 2042年5月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 163円（注）2 資本組入額 82円（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、180株であります。ただし、2012年5月7日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価162円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合（ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2041年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年5月8日から2042年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割に

つき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2013年4月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役7名(社外取締役を除く)及び執行役員6名 |
| 新株予約権の数(個) | 150個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 27,000(注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株式当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2013年5月8日～ 2043年5月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 259円(注)2 資本組入額 130円(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2013年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価258円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2042年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年5月8日から2043年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2014年4月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役7名(社外取締役を除く)及び執行役員6名 |
| 新株予約権の数(個) | 150個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 27,000(注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年5月8日～ 2044年5月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 262円(注)2 資本組入額 131円(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2014年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価261円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2043年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年5月8日から2044年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の、
、
、
またはの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2015年5月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役5名(社外取締役を除く)、当社執行役員2名、子会社取締役8名及び子会社執行役員4名 |
| 新株予約権の数(個) | 220個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 39,600(注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2015年6月19日～ 2045年6月18日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 531円(注)2 資本組入額 266円(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2015年6月18日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価530円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2044年6月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2044年6月19日から2045年6月18日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約また

は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割し、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2016年4月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役5名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員2名、子会社取締役7名及び子会社執行役員5名 |
| 新株予約権の数(個) | 270個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 48,600(注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年5月13日～ 2046年5月12日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 804円(注)2 資本組入額 402円(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2016年5月12日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価803円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2045年5月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年5月13日から2046年5月12日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2017年4月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役4名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員2名、子会社取締役7名及び子会社執行役員8名 |
| 新株予約権の数(個) | 350個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 63,000(注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年5月9日～ 2047年5月8日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,180円(注)2 資本組入額 590円(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2017年5月8日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,179円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2046年5月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2046年5月9日から2047年5月8日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。
- 5 2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2018年4月20日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役3名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員3名、子会社取締役13名及び子会社執行役員6名 |
| 新株予約権の数(個) | 302個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 54,360(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年5月8日～ 2048年5月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,192円(注)2 資本組入額 1,096円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2018年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,191円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2047年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2047年5月8日から2048年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2019年4月18日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役3名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員3名、子会社取締役18名及び子会社執行役員5名 |
| 新株予約権の数(個) | 313個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 56,340(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2019年5月8日～ 2049年5月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,394円(注)2 資本組入額 1,197円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2019年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,393円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が2048年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2048年5月8日から2049年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2021年4月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役4名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員6名、子会社取締役18名及び子会社執行役員4名 |
| 新株予約権の数(個) | 387個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 69,660(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年5月7日～ 2051年5月6日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,420円(注)2 資本組入額 710円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2021年5月6日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,419円を合算しております。
- 3 (1) 1個の新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
(3) 前記(2)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
新株予約権者が2050年5月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2050年5月7日から2051年5月6日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
(4) 上記(2)及び(3)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会

社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2022年4月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役3名(監査等委員及び社外取締役を除く)、 当社執行役員4名、子会社取締役13名及び子会社執行役員4名 |
| 新株予約権の数(個) | 406個(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 73,080(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2022年5月10日～ 2052年5月9日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,524円(注)2 資本組入額 762円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2022年5月9日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,523円を合算しております。
- 3 (1) 1個の新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
(3) 前記(2)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
新株予約権者が2051年5月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2051年5月10日から2052年5月9日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
(4) 上記(2)及び(3)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会

社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)3に準じて決定する。

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2023年4月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社執行役員4名、子会社取締役8名及び子会社執行役員4名 |
| 新株予約権の数(個) | 233個 (注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 41,940(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株式当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2023年5月16日～ 2053年5月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,829円(注)2 資本組入額 915円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、180株であります。ただし、2023年5月15日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,828円を合算しております。
- 3 (1) 1個の新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
(3) 前記(2)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
新株予約権者が2052年5月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2052年5月16日から2053年5月15日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
(4) 上記(2)及び(3)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、

それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、（注）3に準じて決定する。
- (10) 交付された上記新株予約権は、2023年12月14日をもって一部が権利放棄され、197個が失効しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金 残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-----------------|-----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 2020年11月13日(注)1 | 500,000 | 52,500,000 | - | 3,125,231 | - | 2,946,634 |
| 2023年1月31日(注)1 | 500,000 | 52,000,000 | - | 3,125,231 | - | 2,946,634 |

(注)1 自己株式の消却による減少であります。

- 2 2024年2月8日開催の取締役会決議により、2024年2月29日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が2,000,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|---------|--------------|------------|---------|------|-----------|---------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | 0 | 28 | 24 | 109 | 167 | 20 | 12,553 | 12,901 | - |
| 所有株式数 (単元) | 0 | 141,209 | 7,801 | 61,784 | 104,264 | 110 | 201,161 | 516,329 | 367,100 |
| 所有株式数 の割合(%) | 0 | 27.35 | 1.51 | 11.97 | 20.19 | 0.02 | 38.96 | 100.0 | - |

(注)1 当社の自己株式4,186,224株は、「個人その他」に41,862単元及び「単元未満株式の状況」に24株を含めて記載しております。

- 2 証券保管振替機構名義の株式810株は、「その他の法人」に8単元及び「単元未満株式の状況」に10株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する所 有株式数の割合(%) |
|---|--|---------------|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 5,752 | 12.03 |
| 株式会社船井本社 | 静岡県熱海市西山町19番6号 | 5,026 | 10.51 |
| NORTHERN TRUST C O.(AVFC) RE FIDE LITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部) | 50 BANK STREET CAN ARY WHARF LONDON E 14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 2,489 | 5.21 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託 口) | 東京都中央区晴海1丁目8番12号 | 2,196 | 4.59 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号 | 1,952 | 4.08 |
| SSBTC CLIENT OMN IBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部) | ONE CONGRESS STREE T, SUITE 1, BOSTON, M ASSACHUSETTS (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 1,357 | 2.84 |
| 船井和子 | 静岡県熱海市 | 1,307 | 2.73 |
| 日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラス ト信託銀行株式会社) | 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号) | 1,062 | 2.22 |
| 船井勝仁 | 東京都渋谷区 | 1,056 | 2.21 |
| 船井孝浩 | 神奈川県横浜市都筑区 | 889 | 1.86 |
| 計 | - | 23,090 | 48.29 |

(注) 当社は自己株式4,186千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 4,186,200 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 47,446,700 | 474,467 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 367,100 | - | - |
| 発行済株式総数 | 52,000,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 474,467 | - |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権8個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10株、当社所有の自己株式が24株含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%) |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社船井総研ホール ディングス | 大阪市中央区北浜4丁 目4番10号 | 4,186,200 | - | 4,186,200 | 8.05 |
| 計 | - | 4,186,200 | - | 4,186,200 | 8.05 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|---|---------|-----------|
| 取締役会(2022年11月8日)での決議状況 (取得期間2022年11月9日~2023年6月30日) | 200,000 | 500,000 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | 146,100 | 399,943 |
| 当事業年度における取得自己株式 | 37,500 | 99,969 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | 16,400 | 87 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | 8.2 | 0.02 |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 8.2 | 0.02 |

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|---|---------|-----------|
| 取締役会(2023年5月11日)での決議状況 (取得期間2023年5月12日~2024年4月30日) | 850,000 | 2,000,000 |
| 当事業年度における取得自己株式 | 764,500 | 1,999,758 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | 85,500 | 241 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | 10.06 | 0.01 |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 10.06 | 0.01 |

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|---|-----------|-----------|
| 取締役会(2023年8月23日)での決議状況 (取得期間2023年8月24日~2024年5月31日) | 1,200,000 | 3,000,000 |
| 当事業年度における取得自己株式 | 871,100 | 2,209,910 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | 328,900 | 790,089 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | 27.41 | 26.34 |
| 当期間における取得自己株式 | 301,700 | 790,007 |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 2.27 | 0.00 |

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|--|-----------|-----------|
| 取締役会(2024年2月8日)での決議状況 (取得期間2024年2月9日~2024年12月31日) | 1,200,000 | 3,000,000 |
| 当事業年度における取得自己株式 | - | - |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | 1,200,000 | 3,000,000 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | 100 | 100 |
| 当期間における取得自己株式 | 373,200 | 956,480 |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 31.1 | 31.88 |

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年3月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 1,068 | 2,790 |
| 当期間における取得自己株式 | 150 | 380 |

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | 500,000 | 656,175 | 2,000,000 | 3,828,300 |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 (ストック・オプションの権利行使による処分) | 150,840 | 150 | - | - |
| その他 (単元未満株式の買増請求による売渡) | 70 | 196 | - | - |
| 保有自己株式数 | 4,186,224 | - | 2,861,274 | - |

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日から有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得自己株式数、単元未満株式の買取りによる取得株式数及び単元未満株式の買増請求による処分株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、今後も業績を考慮した利益配当を実施していきたいと考えております。なお、2023年12月期から2025年12月期の中期経営計画における株主還元の方針としては、「配当による還元」及び「自己株式取得による還元」の双方を考慮し、総還元性向60%以上を目指してまいります。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき33円といたしました。これにより、中間配当1株につき32円と合わせ、年間配当金は1株65円となり、連結の配当性向は61.1%となります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は定時株主総会であります。

内部留保につきましては、長期的な視点にたつて将来の企業価値増加のために行う投資と、機動的な資本政策等が行える財務体質とのバランスを図りながら、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) |
|------------------------|------------|-------------|
| 2023年8月8日 取締役会決議 | 1,574,066 | 32 |
| 2024年3月23日 定時株主総会決議 | 1,577,854 | 33 |

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、当社ではディスクロージャーへの積極的な取組をコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置づけており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を選任しております。取締役として取締役会での議決権が付与されることで、監査・監督機能の強化につながり、また、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営の透明性・妥当性の向上により、更なる企業価値の向上を図るものと考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、取締役の過半数の社外取締役を選任することにより、取締役会の客観性・妥当性を確保し、社外取締役2名を含む3名の監査等委員による取締役会の適法性・妥当性の監査を行っております。また、社外取締役のみで構成されたガバナンス委員会を設置し、適切なコーポレート・ガバナンスの検討を定期的に行っております。なお、役員の選任及び役員報酬の算定については、透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として過半数を社外取締役で構成された指名委員会及び報酬委員会を設置し、内容の審議・検討を行い、それらの答申を踏まえ代表取締役社長が取締役会に諮り決定しております。次期グループCEO及び代表取締役候補者の選定・育成については、公正かつ透明性の高い手続を確保するため、後継者指名委員会からの答申に基づき取締役会において審議を行い、将来の当社を担う経営者として適切なグループCEO及び代表取締役候補者を決定することとしております。さらに、経営と執行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入しております。

・取締役会

取締役会は、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定を行っており、毎月1回定例の取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関しては任期を1年、監査等委員である取締役は任期を2年として各年度の経営責任の明確化を図っております。

議長は、代表取締役社長中谷貴之氏、構成員は、小野達郎氏、春田基樹氏、砂川伸幸氏（社外取締役）、山本多絵子氏（社外取締役）、村上智美氏（社外取締役）、百村正宏氏、中尾篤史氏（社外取締役（監査等委員））、小林章博氏（社外取締役（監査等委員））であります。

・監査等委員会

監査等委員会は、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査をしており、毎月1回定例の監査等委員会を開催しております。常勤監査等委員は、取締役会以外の経営会議等重要な会議に出席し意見を述べております。また、社外取締役のうち1名の監査等委員は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他1名の監査等委員は、弁護士であり、コンプライアンス分野における相当程度の知見を有しております。

委員長は、取締役（監査等委員）百村正宏氏、構成員は、中尾篤史氏、小林章博氏であります。

・指名委員会

指名委員会は、その規程に基づき、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の選任基準について審議し、取締役・執行役員の候補者の決定に対する透明性・客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。委員4名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役砂川伸幸氏、構成員は、小林章博氏、村上智美氏、小野達郎氏であります。

・後継者指名委員会

後継者指名委員会は、その規程に基づき、業績等を踏まえた現グループCEO及び代表取締役の評価及びサクセッションプランについて審議し、グループCEO及び代表取締役候補者の決定に対する透明性・客観性を高めることを目的としております。委員4名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役砂川伸幸氏、構成員は、小林章博氏、村上智美氏、小野達郎氏であります。

・報酬委員会

報酬委員会は、その規程に基づき、取締役・執行役員の報酬に関する方針について審議し、取締役・執行役員の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としております。委員5名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役（監査等委員）中尾篤史氏、構成員は、砂川伸幸氏、山本多絵子氏、小野達郎氏、春田基樹氏であります。

・ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、その規程に基づき、中長期的な観点から、当社グループのコーポレート・ガバナンス全般の各種課題に対する検討を行い、経営の公正性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。委員5名全員が社外取締役であり、委員長も社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役（監査等委員）小林章博氏、構成員は、砂川伸幸氏、中尾篤史氏、山本多絵子氏、村上智美氏であります。

・サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、その規程に基づき、当社及び当社グループの中長期的な発展及び価値の向上を図るため、サステナビリティ経営に関する情報交換・認識共有をし、サステナビリティにかかる方針及び活動計画等について取締役会に答申することで、取締役会での議論を活発化させ、ESGの重要課題の解決を通じたサステナビリティ経営の横断的な推進及び統括することを目的としております。委員5名のうち2名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

委員長は、社外取締役村上智美氏、構成員は、砂川伸幸氏、中谷貴之氏、小野達郎氏、春田基樹氏であります。

・DX推進委員会

DX推進委員会は、その規程に基づき、当社及び当社グループの中長期的な発展及び価値の向上を図るため、当社グループのDXに関する情報交換・認識共有をし、当社グループのDX戦略に関する方針及び活動計画等について取締役会に答申することで、取締役会での議論を活発化させ、当社グループにおけるDX経営の横断的な推進及び統括することを目的としております。

委員長は、社外取締役山本多絵子氏、構成員は、中谷貴之氏、当社執行役員1名、当社グループ会社取締役及び幹部社員であります。

・リスク管理委員会

リスク管理委員会は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、重点対応リスクを抽出した上で具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理し、リスク発生の防止に努めるなどの活動を行っております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

委員長は、取締役専務執行役員小野達郎氏、構成員は、百村正宏氏、当社執行役員1名、当社グループ会社取締役及び幹部社員であります。

・内部統制委員会

内部統制委員会は、金融商品取引法及び同施行令等に規定される決算財務報告の適正性を確保する観点から、当社及び当社グループにおける財務報告にかかる内部統制報告制度の構築及び適切な運営を図るために設置しております。内部統制を行う各組織の部門責任者及び当社グループの代表取締役社長を内部統制の管理責任者として、日々の業務を通じ部門の内部統制システムの構築、管理を行っております。

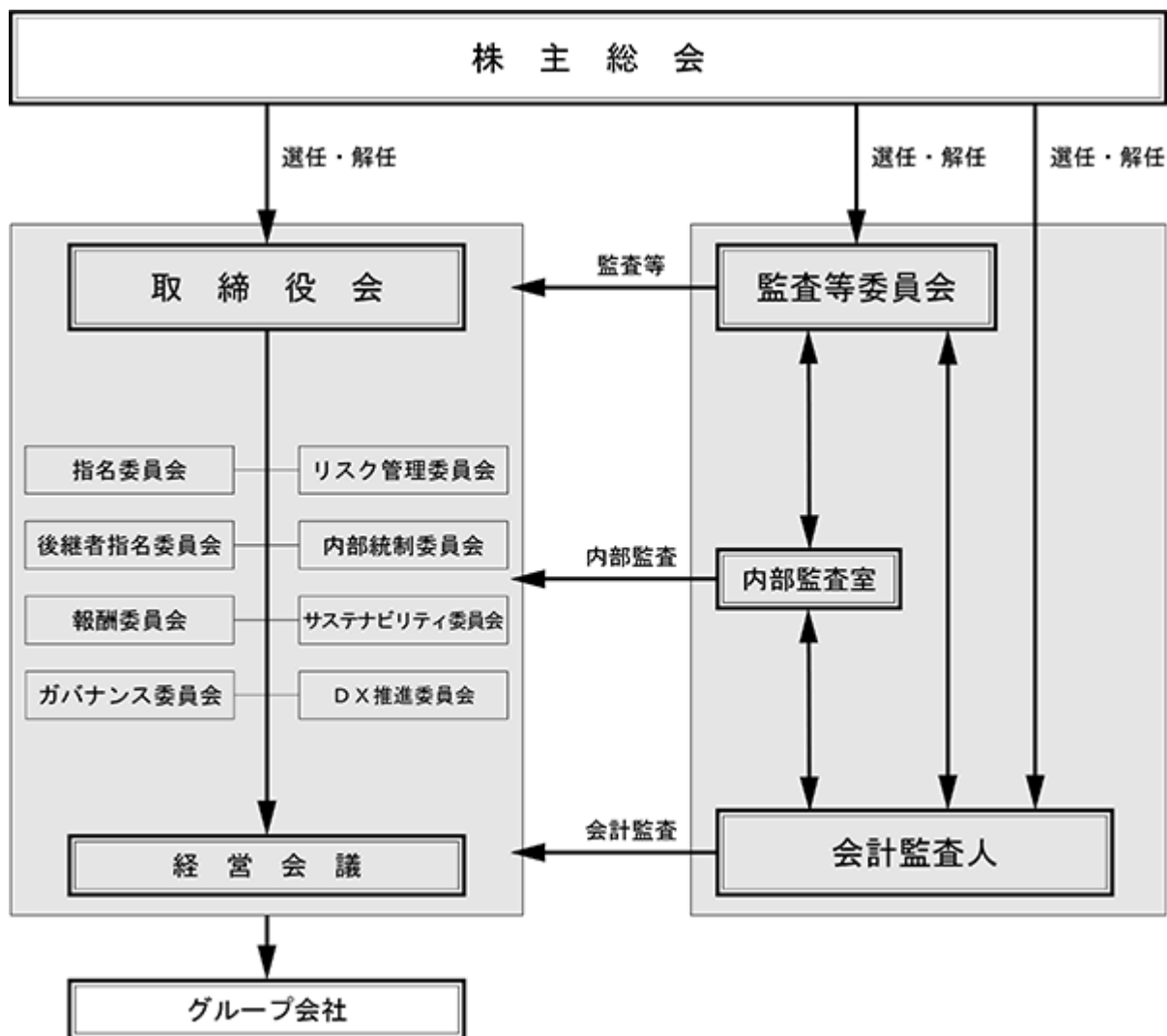
委員長は、代表取締役社長中谷貴之氏、構成員は、小野達郎氏、春田基樹氏、百村正宏氏であります。

・経営会議

当社は、意思決定及び監督を行う取締役会の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、職務権限規程にてその範囲を定めております。取締役会で決定された方針を速やかに業務執行するために、取締役及び執行役員で構成される経営会議を取締役会の下に設置しております。経営会議は、取締役会での決議事項を除く重要議案について事前に検討・議論し、取締役会の審議の充実を図るほか、取締役会付議には至らない重要議案についての意思決定と情報共有を行っております。

議長は、代表取締役社長中谷貴之氏、構成員は、小野達郎氏、春田基樹氏、百村正宏氏、当社執行役員4名であります。

・コーポレート・ガバナンス体制の状況



企業統治に関するその他の事項

(1) 業務の執行体制

当社では、取締役会の意思決定並びに業務執行の監督機能と、各事業本部の業務執行機能を峻別するため、執行役員制度を導入しております。取締役会で決定された方針に従い、執行役員は日常業務の執行にあたっております。なお、当社では取締役会とは別に、取締役、執行役員及び常勤監査等委員である取締役で構成される経営会議を月に1回開催し業務の執行状況の確認、意思統一を図る体制をとっております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社グループは変化が激しい不確実の時代においても、力強く持続的に成長し続けられる会社を数多く輩出すること、また当社グループ自身もそのような会社になるという志をもとに、「サステナブルグロースカンパニーをもっと。」をグループパーパスとして制定しております。そのグループパーパスを当社グループの役員、従業員によって具現化すべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備、運用しております。これを適宜見直し改善していくことで、業務の適正性を確保しております。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社は損失のリスクの管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

(4) 内部統制システム構築の基本方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にします。
 - ロ 当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用しております。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていること、当社グループの内部統制システムの適正な運用を監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、代表取締役直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を行います。
 - ハ 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
 - ニ 違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため、「グループホットライン規程」を制定し、当社グループに従事する者からの「社内ホットライン」を整備するなどコンプライアンス体制の充実に努めるほか、会議やeラーニングを含めた研修等を通じ、役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
 - ホ 当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨みます。
-
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
 - ロ 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限規程」及び「職務権限基準」を制定します。
 - ハ 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
 - ニ 当社グループの事業活動の連携と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議します。
 - ホ 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて初期に計画した業績目標の達成を図ります。
-
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
 - ロ 情報の保護については「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ります。
-
- 損失のリスクの管理に関する規程その他の体制
 - イ 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出した上で具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
 - ロ 当社グループの損失のリスクの管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化します。
-
- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有します。
 - ロ 経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社に取り締り及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループ社長会」を開催します。
 - ハ グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査等委員、会計監査人による監査に加えて内部

監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。

- ニ グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ会社管理規程」を制定します。
 - ホ グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正への確保が必要なときは、「グループ会社管理規程」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備します。
 - ヘ 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別の業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行います。
 - 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ 取締役は、監査等委員の求めがあれば、従業員を監査等委員の職務の補助に従事させることとします。
 - ロ 監査等委員補助者は、監査等委員の職務の補助に専従するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査等委員の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

 - 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - イ 監査等委員は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行います。
 - ロ 監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、「社内ホットライン」に寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人より迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備しています。
- なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ハ 監査等委員に対して、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査等委員は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施します。
 - 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ 監査等委員会は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還を受けることができます。
 - ロ 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部の専門家を利用することができ、これに要する費用はイによるものとします。

 - その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査等委員会は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めます。
 - ロ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点より審議しました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査等委員である取締役が出席する「経営会議」を月1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

- 内部監査

当社の内部統制システムの運用の適正性について、内部監査室が当社及びグループ会社の監査を実施し、監査の結果を当社代表取締役及び監査等委員に報告いたしました。

当社では、監査等委員3名のうち2名を社外取締役としており、監査の透明性を確保する体制としております。

- コンプライアンス

当社グループの役員、従業員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、会議やeラーニングを含めた研修等を通じて、コンプライアンス教育を推進いたしました。

- リスクマネジメント

当社に「リスク管理委員会」を設置し、当社及び当社グループにおける潜在リスクの評価、リスク発生の防止に努めるなど活動を行ってまいりました。また、当社グループにおいて「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、反社会的勢力を排除するため、その条項を定めるとともに、新規の取引先においては与信申請時に確認し、適宜実施いたしました。

そのほか、当社及び当社グループを対象に「社内ホットライン」を設置し、当社及び当社グループの役員・従業員への周知を行いました。なお、当社顧問弁護士、社外の監査等委員が窓口となり会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を把握できる体制としております。

(5) 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、その社会的責任における重要性を鑑み、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを規範とし、当社グループの「グループコンプライアンス規程」において、その行動指針を定めており、当社グループの社員は「グループコンプライアンス規程」の行動規範に則り、指針に定められた行動をとることを入社時に誓約しております。

また、当社では、反社会的勢力を排除するための法的制度に則った社内制度の整備、早期情報把握のための危機管理制度の整備、有事の際の担当部署設置と経営トップを含めた全社的対応の徹底を図っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 危機管理制度を定め、組織として「リスク管理委員会」を設置し、早期情報把握に努めております。また、管轄部署をリスクマネジメント部とし、これらの情報把握に基づく、迅速な経営トップへの報告、対処の体制を構築しております。
- この制度を基に、社内事案の早期把握に基づいた情報の一元管理を実施し、顧問弁護士及び警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断しております。
- 当社の業務受託時における受託規約の中に、反社会的勢力の排除の条項を記載し、明文化しております。
- 当社の「与信管理規程」の中で反社会的勢力を排除することの条項を定めるとともに、当該規程に基づき与信管理制度を運用しております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である砂川伸幸氏、山本多絵子氏、村上智美氏、中尾篤史氏、小林章博氏のそれぞれとの間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲には、当社取締役（監査等委員含む）及び執行役員、子会社の取締役、監査役及び執行役員（以下対象役員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が対象役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、対象役員の職務の執行の適正性が損なわれなようにするための措置を講じております。

(8) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年6月30日の基準日として、取締役会決議により、株主又は登録株式質権者に対して、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

・取締役の責任免除

当社は、取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

なお、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除及び締結済みの責任限定契約については、従前の例によるものであります。

(9) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、10名以内、監査等委員である取締役については5名以内とする旨を定款に定めております。

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席状況 |
|--------|------|------|
| 高嶋 栄 | 3回 | 3回 |
| 中谷 貴之 | 13回 | 13回 |
| 小野 達郎 | 13回 | 13回 |
| 春田 基樹 | - | - |
| 砂川 伸幸 | 13回 | 13回 |
| 光成 美樹 | 3回 | 3回 |
| 山本 多絵子 | 10回 | 10回 |
| 村上 智美 | 10回 | 10回 |
| 百村 正宏 | 13回 | 13回 |
| 中尾 篤史 | 13回 | 13回 |
| 小林 章博 | 13回 | 13回 |

- (注) 1 . 高嶋栄氏及び光成美樹氏は、2023年3月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- (注) 2 . 山本多絵子氏及び村上智美氏は、2023年3月25日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- (注) 3 . 春田基樹氏は、2024年3月23日開催の第54回定時株主総会において選任された新任取締役であるため、当事業年度における出席回数はありません。

取締役会における具体的な検討内容として、当事業年度は、事業計画、経営全般の方針に関する事項、サステナビリティへの取組み、コーポレート・ガバナンス体制等の審議を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|--|---------|-------------|---|--|----------|---------------|
| 代表取締役 社長 グループ CEO | 中 谷 貴 之 | 1968年8月16日生 | 1991年4月 2010年3月 2013年3月 2014年7月 2015年3月 2016年3月 2020年3月 2021年3月 2023年3月 | 当社入社 執行役員ライン統括本部第二経営支援副 部長 取締役執行役員東京経営支援副本部長兼 第一経営支援部長 ㈱船井総合研究所取締役執行役員東京経 営支援本部本部長 同社取締役常務執行役員ライン統括本部 本部長 船井(上海)商務情報諮詢有限公司董事 長 ㈱船井総合研究所代表取締役社長 社長 執行役員 取締役専務執行役員 事業統括本部本部長 代表取締役社長 社長執行役員 代表取締役社長 グループCEO(現任) | (注) 3 | 184 |
| 取締役 専務執行役員 コーポレートマネジメント 本部 本部長 | 小 野 達 郎 | 1963年5月8日生 | 1987年4月 2003年3月 2007年3月 2010年3月 2011年1月 2014年1月 2014年7月 2015年1月 2018年4月 2019年3月 2020年1月 2022年1月 2023年1月 | 当社入社 執行役員大阪第二経営支援本部本部長 取締役執行役員第一経営支援部長 取締役常務執行役員ライン統括副本部長 兼第二経営支援部長 取締役常務執行役員東京経営支援本部長 取締役常務執行役員人財開発本部長 ㈱船井総合研究所取締役常務執行役員人 財開発室室長 ㈱船井総合研究所取締役常務執行役員 取締役常務執行役員事業統括本部本部長 取締役専務執行役員事業統括本部本部長 取締役専務執行役員HR本部本部長 取締役専務執行役員スタッフ統括本部本 部長 取締役専務執行役員コーポレートマネジ メント本部本部長(現任) | (注) 3 | 146 |
| 取締役 執行役員 コーポレートビジネス本部 本部長 | 春 田 基 樹 | 1980年6月9日生 | 2008年6月 2014年3月 2015年3月 2018年1月 2018年2月 2020年3月 2022年3月 2023年3月 2024年1月 2024年3月 | 当社入社 ㈱船井総研ITソリューションズ監査役 船井(上海)商務情報諮詢有限公司監事 経理部部長 ㈱HR Force取締役 執行役員財務部部長 ㈱船井総研コーポレトリレーションズ (現船井総研デジタル)取締役(現任) 船井総研ロジ㈱取締役(現任) 執行役員コーポレートビジネス本部本 部長兼グループ財務部部長 取締役執行役員コーポレートビジネス本 部本部長兼グループ財務部部長(現任) | (注) 3 | 10 |
| 取締役 社外取締役 | 砂 川 伸 幸 | 1966年12月8日生 | 1989年4月 1998年4月 2007年4月 2011年1月 2016年3月 2016年4月 2020年3月 | 新日本証券㈱(現みずほ証券㈱)入社 神戸大学経営学部助教授 同大学院経営学研究科教授 ㈱TASAKI社外取締役 取締役(現任) 国立大学法人京都大学経営管理大学院 教授(現任) ㈱インバウンドテック社外取締役 (現任) | (注) 3 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------------------------|-------|--------------|---|--|----------|---------------|
| 取締役 社外取締役 | 山本多絵子 | 1964年10月1日生 | 1987年4月 1994年12月 1998年9月 2001年6月 2013年4月 2017年7月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年3月 | 三菱商事(株)入社 Gold Coast Technical Documentation Inc.入社 日本マイクロソフト(株)入社 日本アイ・ビー・エム(株)入社 日本マイクロソフト(株)入社 業務執行役員エンタープライズマーケティング本部長 同社業務執行役員パートナー事業本部マーケティング統括本部長 富士通(株)入社 理事 CMO 同社執行役員常務 CMO 同社執行役員 EVP CMO(現任) 取締役(現任) | (注) 3 | - |
| 取締役 社外取締役 | 村上智美 | 1968年1月23日生 | 1990年4月 2017年7月 2019年7月 2021年6月 2023年3月 | (株)富士総合研究所(現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株))入社 同社シニアマネージャー 同社主席コンサルタント 株式会社ボードアドバイザーズ入社 シニアマネージャー(現任) 取締役(現任) | (注) 3 | - |
| 取締役 (監査等委員) | 百村正宏 | 1965年2月27日生 | 1988年10月 1997年1月 2001年3月 2003年3月 2011年1月 2011年3月 2014年7月 2016年3月 | 当社入社 管理本部経営管理グループリーダー 船井キャピタル(株)取締役 同社代表取締役社長 同社顧問 監査役 (株)船井総合研究所監査役(現任) 取締役(常勤監査等委員)(現任) | (注) 4 | 1 |
| 取締役 (監査等委員) 社外取締役 | 中尾篤史 | 1969年12月21日生 | 1991年10月 1995年4月 1995年7月 2000年11月 2005年12月 2006年7月 2013年3月 2016年3月 2019年12月 | 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 本郷会計事務所(現辻・本郷税理士法人)入所 中央シーエスアカウンティング(株)(現CSアカウンティング(株))取締役 同社専務取締役 税理士登録 監査役 取締役(監査等委員)(現任) CSアカウンティング(株)代表取締役社長(現任) | (注) 4 | - |
| 取締役 (監査等委員) 社外取締役 | 小林章博 | 1970年12月19日生 | 1999年4月 2007年4月 2009年11月 2010年4月 2013年3月 2016年3月 2017年4月 2022年10月 | 弁護士登録(大阪弁護士会) 中央総合法律事務所入所 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科兼任講師 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表(現任) 京都大学法科大学院非常勤講師 監査役 取締役(監査等委員)(現任) 国立大学法人京都大学法科大学院 特別教授 国立大学法人京都大学法科大学院 非常勤講師(現任) | (注) 4 | - |
| 計 | | | | | | 343 |

(注) 1 取締役 砂川伸幸氏、山本多絵子氏及び村上智美氏は、社外取締役であります。

2 取締役(監査等委員)中尾篤史氏及び小林章博氏は、社外取締役であります。

3 2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名で、うち2名は監査等委員である取締役であります。

監査等委員でない社外取締役のうち、砂川伸幸氏は、大学教授として高度な専門知識と高い見識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

また、山本多絵子氏は、システムエンジニアとしてのキャリアとテクノロジー分野でのマーケティングについて深い見識を有し、当社グループのDX化推進のために選任しております。なお、同氏は富士通株式会社の執行役員であります。同社と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

同じく、村上智美氏は、ESG経営課題の分析、また、ESGの観点を含む取締役会実効性評価等のコンサルティングの経験からコーポレート・ガバナンスの強化とESG経営の推進のために選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

監査等委員である社外取締役のうち、中尾篤史氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏はCSアカウンティング株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

また、小林章博氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は中央総合法律事務所の京都事務所代表であります。同法律事務所と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

当社においては、社外取締役の選任にあたっては東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を複数名確保することとしております。その他、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において会計監査人から監査結果等の報告を受けており、また、必要に応じて常勤の監査等委員である取締役を通じ、内部監査室との相互連携を図っております。

社外取締役と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査室では年間計画を期初に立案し、年間を通じ整齊とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象にはグループ会社も含んでおり、必要に応じて臨時的監査も行っております。

監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員（1名）を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会及び内部監査室にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善が行われているか随時監査できる体制をとっております。当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質向上及び内部統制機能の充実を図っております。

社外取締役は、取締役会を通じ、監査等委員会の監査及び会計監査の監査状況、内部監査室の内部統制監査状況を把握し、必要に応じて意見の交換を行うなど相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員(1名)を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善がなされているか随時監査できる体制をとっております。なお、常勤監査等委員の百村正宏氏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中尾篤史氏は、公認会計士、税理士及び会社経営者としての経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、小林章博氏は、弁護士として、法務に関する相当程度の知見を有しており、多角的な監査が行われる体制を整備しております。

当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上及び内部統制機能の充実を図っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回程度開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------|------|------|
| 百村 正宏 | 13回 | 13回 |
| 中尾 篤史 | 13回 | 13回 |
| 小林 章博 | 13回 | 13回 |

監査等委員会における具体的な検討内容として、監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性等があります。

また、常勤の監査等委員の活動として、経営会議等の社内の重要な会議に参加し、社内の情報収集、内部統制システムの運用状況を監視・検証し、他の監査等委員との情報共有や意思疎通を図っております。

内部監査の状況

内部監査室は、専任者2名体制で、年間計画を期初に立案し、年間を通じ整齊とした監査を行っております。内部監査の実効性を確保するため、内部監査の結果については、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象には子会社も含んでおり、必要に応じて臨時的監査も行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しました。これに伴いまして、当社の会計監査人はPwC Japan有限責任監査法人となりました。

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 木下昌久

指定有限責任社員 業務執行社員 山本憲吾

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他13名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査計画等の妥当性を確認し、監査実績等を踏まえた上で、総合的に勘案し、選定しております。なお、当社は会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めており、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f . 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査体制及び職務遂行状況等を総合的に評価しております。

g . 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第53期（連結・個別） PwC Japan有限責任監査法人

第52期（連結・個別） 有限責任監査法人トーマツ

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

PwC Japan有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 異動の年月日

2022年3月26日（第52回定時株主総会開催日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2013年3月23日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2022年3月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。PwC Japan有限責任監査法人を当社の会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮に入れた上で、他の複数の監査法人を対象に選考し、グローバルでの監査体制、独立性、専門性、効率性等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われる体制を備えていることに加えて、新たな視点での監査が期待できることにより、当社のガバナンス強化に寄与すると判断したためです。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 21,000 | | 21,000 | - |
| 連結子会社 | 9,000 | | 9,000 | - |
| 計 | 30,000 | | 30,000 | - |

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査報酬は、監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等について検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、基本方針として、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主との価値の共有を図る上でコーポレート・ガバナンス上の重要事項と捉え、それらを達成するための健全なインセンティブの一つとして機能させることと、優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨することと、報酬制度の決定プロセスが透明性・客観性の高いプロセスであることとしております。また、その決定方法は、取締役（監査等委員でない取締役）については報酬委員会において審議・検討し、代表取締役が取締役に諮り、取締役会において決定しております。取締役（監査等委員）については監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬委員会の活動内容は、報酬委員会において役員報酬の決定に関する方針を複数回にわたり審議・検討し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、複数回にわたり審議・検討しております。なお、業績や貢献度等の要素にはエンゲージメントを高めるために離職率などESGに関する実績も評価項目として設定しています。それらの答申を踏まえて代表取締役が取締役に諮り決定いたしました。

・報酬体系及び業績連動の仕組み

監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別し、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬体系は、以下のもので構成され、報酬の配分比率は役位・職責に応じて基本報酬が定められ、それに応じて業績報酬、業績連動報酬（株式報酬）が変動するものとする。

< 固定報酬 >

月例定額報酬とし、以下のとおりとする。

・基本報酬

業績に連動しない、役位・職責に応じた金銭報酬

・業績報酬

直近決算期における連結売上高及び連結営業利益、前年成長率、離職率によって変動する金銭報酬

上記記載の評価項目及び個人別設定KPIの達成度による個別評価（S、A、B、C、Dの5段階）に応じて前年比80%～120%に変動

< 業績連動報酬（株式報酬） >

・株式報酬型ストックオプション

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、長期的なインセンティブ報酬である、退職時の行使を条件とした株式報酬型ストックオプションを役位・役割・成果等に応じて在任期間中に毎年付与する。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬（月例定額報酬）のみとする。

・報酬水準及び報酬額の決定方法

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬委員会が審議・検討を行い、業績、事業規模等に見合った報酬額を設定するため、国内の主要同業他社等の報酬水準も考慮する。

報酬委員会は、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法等について審議を行い、その審議結果に基づき、監査等委員でない取締役報酬については取締役会の決議により決定するとともに、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議によって決定する。

・業績連動報酬（株式報酬）と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針等

当社の業績連動報酬（株式報酬）の支給割合は、原則として総額の20%を基準として、成果等に応じて変動するものとする。

・業績報酬及び業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該報酬額の決定方法

当該報酬の決定に際しては、直近決算期の業績達成度（連結売上高、連結営業利益、連結経常利益）の評価のほか、担当する職務、責任、業績、貢献度等の個別に設定した課題の定性評価、中期経営計画の進捗状況の評価を行うものとする。業績達成度の指標は、収益力を測るために用いる。なお、前連結会計年度における業績達成状況におきましては、売上高25,635百万円（業績予想に対する達成率101.3%）、営業利益7,100百万円（同100.0%）、経常利益7,197百万円（同100.7%）となりました。

・取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断してお

ります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年3月25日開催の第53回定時株主総会において、年額450,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）と決議し、その枠内において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100,000千円以内で付与することを決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。また、「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）等の施行に伴い株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、2021年3月27日開催の第51回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限を350個（1個の目的である株式の数は180株）とし、株式の上限を63,000株と決議いたしております。ただし、この報酬等の額には、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まないものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。なお、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その権限の内容及び裁量の範囲については、以下のとおりです。当社は監査等委員会設置会社であります。任意で報酬委員会を設置しており、当該報酬委員会は、過半数（3名）を社外取締役で構成し、かつ、委員長を社外取締役とし、客観性・透明性を確保しております。報酬委員会は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、審議・検討を行い、それらの答申を踏まえて代表取締役が取締役に諮り、取締役会において個人別の報酬等の額を最終審議の上決定しております。また、取締役（監査等委員）の報酬等の額については監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------------------|----------------|---------------------|---------------|--------|-----------------------|
| | | 固定報酬 (基本報酬+業績報酬) | ストック オプション | 退職慰労金 | |
| 取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) | 129,427 | 101,997 | 10,990 | 16,440 | 3 |
| 取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。) | 22,000 | 22,000 | - | - | 1 |
| 社外取締役 | 41,506 | 41,506 | - | - | 6 |

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

| 総額(千円) | 対象となる役員の 員数(名) | 内容 |
|--------|-------------------|---------------------------|
| 28,845 | 1 | 執行役員を兼務する取締役の執行役員報酬であります。 |

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する投資株式を純投資目的の投資株式、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な企業価値向上に資すると判断され、その保有の意義が認められる場合は、株式を保有することとしております。保有目的及び合理性について中長期的な観点から精査し、保有の適否を毎年、取締役会において検証しております。保有の適否検証においては、投資先企業との協働の状況、事業への影響、取引による当社利益への寄与度等を考慮しております。検証の結果、保有目的及び合理性が乏しいと判断される株式については、事業や市場への影響に配慮しつつ売却を進めてまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) |
|------------|-------------|----------------------|
| 非上場株式 | 2 | 614 |
| 非上場株式以外の株式 | 3 | 324,055 |

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

| | 銘柄数 (銘柄) | 株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円) | 株式数の増加の理由 |
|------------|-------------|---------------------------|-----------|
| 非上場株式 | - | - | - |
| 非上場株式以外の株式 | - | - | - |

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

| | 銘柄数 (銘柄) | 株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円) |
|------------|-------------|---------------------------|
| 非上場株式 | - | - |
| 非上場株式以外の株式 | - | - |

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

・特定投資株式

| 銘柄 | 当事業年度 | 前事業年度 | 保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 | 当社の株 式の保有 の有無 |
|----------------------------|------------------|------------------|--|---------------------|
| | 株式数(株) | 株式数(株) | | |
| | 貸借対照表計上額 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | | |
| (株)中央倉庫 | 193,300 | 193,300 | 営業上の取引関係の維持、強化を目的として 保有しております。 | 有 |
| | 214,563 | 181,122 | | |
| (株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ | 58,110 | 58,110 | 営業上の取引関係の維持、強化を目的として 保有しております。 | 無(注1) |
| | 70,400 | 51,659 | | |
| (株)三井住友フィ ナンシャルグ ループ | 5,682 | 5,682 | 営業上の取引関係の維持、強化を目的として 保有しております。 | 無(注1) |
| | 39,092 | 30,091 | | |

(注) 1. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

2. 定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりませんが、保有の合理性は、上記 a. で記載の方法により検証しております。

・みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。なお、PwCあらた有限責任監査法人は2023年12月1日付でPwC 京都監査法人与合併し、名称をPwC Japan 有限責任監査法人に変更しております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加する等により、的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 17,031,407 | 12,894,272 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 1 3,767,959 | 1 4,129,004 |
| 有価証券 | 408,150 | 300,984 |
| 仕掛品 | 158,767 | 150,485 |
| 原材料及び貯蔵品 | 8,935 | 6,491 |
| その他 | 950,725 | 1,229,965 |
| 貸倒引当金 | 42,610 | 53,224 |
| 流動資産合計 | 22,283,334 | 18,657,980 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 1,111,950 | 998,696 |
| 土地 | 4,596,717 | 4,596,717 |
| 建設仮勘定 | - | 463,615 |
| その他（純額） | 105,132 | 86,972 |
| 有形固定資産合計 | 3 5,813,800 | 3 6,146,000 |
| 無形固定資産 | | |
| 借地権 | 322,400 | 322,400 |
| ソフトウェア | 392,655 | 308,460 |
| のれん | 11,721 | 355,138 |
| その他 | 103,926 | 138,853 |
| 無形固定資産合計 | 830,704 | 1,124,853 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,101,525 | 3,220,850 |
| 退職給付に係る資産 | 395,287 | 445,246 |
| その他 | 592,068 | 2,042,358 |
| 貸倒引当金 | 5,997 | 6,138 |
| 投資その他の資産合計 | 4,082,883 | 5,702,316 |
| 固定資産合計 | 10,727,388 | 12,973,170 |
| 資産合計 | 33,010,723 | 31,631,150 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 552,314 | 536,548 |
| 短期借入金 | 4 200,000 | 4 200,000 |
| 未払金 | 1,651,677 | 2,005,791 |
| 未払法人税等 | 1,252,738 | 1,167,733 |
| その他 | 2 1,410,292 | 2 1,756,359 |
| 流動負債合計 | 5,067,022 | 5,666,433 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 100,000 | 100,000 |
| 退職給付に係る負債 | 71,994 | 67,893 |
| 繰延税金負債 | 2,804 | 5,902 |
| その他 | 67,989 | 64,447 |
| 固定負債合計 | 242,788 | 238,242 |
| 負債合計 | 5,309,811 | 5,904,676 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,125,231 | 3,125,231 |
| 資本剰余金 | 2,955,094 | 2,946,634 |
| 利益剰余金 | 25,108,389 | 26,579,111 |
| 自己株式 | 4,100,171 | 7,558,359 |
| 株主資本合計 | 27,088,544 | 25,092,618 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 19,755 | 90,312 |
| 為替換算調整勘定 | 27,299 | 27,771 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 182,338 | 155,813 |
| その他の包括利益累計額合計 | 135,282 | 37,729 |
| 新株予約権 | 747,650 | 671,585 |
| 純資産合計 | 27,700,911 | 25,726,474 |
| 負債純資産合計 | 33,010,723 | 31,631,150 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | |
|-----------------|---|------------|---|------------|
| 売上高 | 1 | 25,635,207 | 1 | 28,238,771 |
| 売上原価 | | 15,484,845 | | 17,517,559 |
| 売上総利益 | | 10,150,361 | | 10,721,212 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 | 3,049,490 | 2 | 3,473,404 |
| 営業利益 | | 7,100,871 | | 7,247,808 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 15,867 | | 7,156 |
| 受取配当金 | | 8,057 | | 9,219 |
| 投資有価証券売却益 | | 11,850 | | 20,353 |
| 投資有価証券評価益 | | 8,228 | | 76 |
| 保険解約返戻金 | | 3,899 | | 20,971 |
| 保険配当金 | | 31,938 | | 16,539 |
| その他 | | 35,313 | | 40,492 |
| 営業外収益合計 | | 115,155 | | 114,808 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 7,322 | | 6,733 |
| 投資有価証券評価損 | | - | | 1,736 |
| 投資事業組合管理費 | | 2,269 | | 1,078 |
| 自己株式取得費用 | | 199 | | 2,154 |
| 為替差損 | | 4,484 | | - |
| 寄付金 | | 1,000 | | 2,050 |
| その他 | | 2,952 | | 5,506 |
| 営業外費用合計 | | 18,229 | | 19,259 |
| 経常利益 | | 7,197,796 | | 7,343,357 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | | - | 3 | 8 |
| 特別利益合計 | | - | | 8 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産売却損 | 4 | 2,179 | | - |
| 減損損失 | 6 | 40,090 | 6 | 23,953 |
| 固定資産除却損 | 5 | 16,987 | 5 | 46,910 |
| 特別損失合計 | | 59,256 | | 70,864 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 7,138,540 | | 7,272,502 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,191,247 | | 2,157,611 |
| 法人税等調整額 | | 42,996 | | 86,834 |
| 法人税等合計 | | 2,148,251 | | 2,070,776 |
| 当期純利益 | | 4,990,289 | | 5,201,726 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 4,990,289 | | 5,201,726 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 当期純利益 | 4,990,289 | 5,201,726 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 57,103 | 70,556 |
| 為替換算調整勘定 | 3,307 | 472 |
| 退職給付に係る調整額 | 109,577 | 26,524 |
| その他の包括利益合計 | 1, 2 163,373 | 1, 2 97,553 |
| 包括利益 | 4,826,915 | 5,299,280 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 4,826,915 | 5,299,280 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,125,231 | 2,946,763 | 22,688,431 | 3,826,322 | 24,934,103 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,570,330 | | 2,570,330 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 4,990,289 | | 4,990,289 |
| 自己株式の取得 | | | | 402,959 | 402,959 |
| 自己株式の処分 | | 8,331 | | 129,111 | 137,442 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 8,331 | 2,419,958 | 273,848 | 2,154,441 |
| 当期末残高 | 3,125,231 | 2,955,094 | 25,108,389 | 4,100,171 | 27,088,544 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------|------------------|-------------------|---------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 76,859 | 23,992 | 72,760 | 28,090 | 748,651 | 25,710,846 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 2,570,330 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 4,990,289 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 402,959 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 137,442 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 57,103 | 3,307 | 109,577 | 163,373 | 1,001 | 164,375 |
| 当期変動額合計 | 57,103 | 3,307 | 109,577 | 163,373 | 1,001 | 1,990,065 |
| 当期末残高 | 19,755 | 27,299 | 182,338 | 135,282 | 747,650 | 27,700,911 |

当連結会計年度(自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,125,231 | 2,955,094 | 25,108,389 | 4,100,171 | 27,088,544 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 3,054,177 | | 3,054,177 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 5,201,726 | | 5,201,726 |
| 自己株式の取得 | | | | 4,312,428 | 4,312,428 |
| 自己株式の処分 | | 8,459 | 20,651 | 198,064 | 168,953 |
| 自己株式の消却 | | | 656,175 | 656,175 | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 8,459 | 1,470,721 | 3,458,188 | 1,995,926 |
| 当期末残高 | 3,125,231 | 2,946,634 | 26,579,111 | 7,558,359 | 25,092,618 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------|------------------|-------------------|---------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 19,755 | 27,299 | 182,338 | 135,282 | 747,650 | 27,700,911 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,054,177 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 5,201,726 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 4,312,428 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 168,953 |
| 自己株式の消却 | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 70,556 | 472 | 26,524 | 97,553 | 76,064 | 21,489 |
| 当期変動額合計 | 70,556 | 472 | 26,524 | 97,553 | 76,064 | 1,974,437 |
| 当期末残高 | 90,312 | 27,771 | 155,813 | 37,729 | 671,585 | 25,726,474 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|----------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 7,138,540 | 7,272,502 |
| 減価償却費 | 311,651 | 301,314 |
| 減損損失 | 40,090 | 23,953 |
| のれん償却額 | 23,442 | 100,505 |
| 株式報酬費用 | 136,335 | 92,541 |
| 貸倒引当金の増減額（ は減少） | 1,021 | 10,560 |
| 退職給付に係る資産の増減額（ は増加） | 35,140 | 23,434 |
| 退職給付に係る負債の増減額（ は減少） | 2,122 | 4,101 |
| 投資有価証券評価損益（ は益） | 8,228 | 1,660 |
| 投資有価証券売却損益（ は益） | 11,850 | 20,353 |
| 受取利息及び受取配当金 | 23,924 | 16,376 |
| 支払利息 | 7,322 | 6,733 |
| 為替差損益（ は益） | 18 | 1,554 |
| 寄付金 | 1,000 | 2,050 |
| 有形固定資産売却損益（ は益） | 2,179 | 8 |
| 有形固定資産除却損 | 16,987 | 2,339 |
| 無形固定資産除却損 | - | 44,571 |
| 売上債権及び契約資産の増減額（ は増加） | 459,100 | 324,168 |
| その他の資産の増減額（ は増加） | 608,174 | 489,135 |
| その他の負債の増減額（ は減少） | 132,750 | 253,037 |
| その他 | 5,741 | 6,575 |
| 小計 | 6,743,063 | 7,242,321 |
| 利息及び配当金の受取額 | 38,297 | 29,003 |
| 利息の支払額 | 7,383 | 6,655 |
| 法人税等の支払額 | 2,264,080 | 2,385,943 |
| 法人税等の還付額 | 451,326 | 602,481 |
| 寄付金の支払額 | 1,000 | 2,050 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 4,960,224 | 5,479,157 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|--------------------------|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の売却及び償還による収入 | 100,000 | 408,150 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 399,437 | 367,500 |
| 投資有価証券の売却及び償還による収入 | 1,013,565 | 100,189 |
| 投資事業組合からの分配による収入 | 40,680 | 53,337 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 53,170 | 501,907 |
| 有形固定資産の売却に係る手付金収入 | - | 122,640 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 302,877 | 148,075 |
| 定期預金の預入による支出 | - | 600,000 |
| 保険積立金の解約による収入 | 9,291 | 75,812 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 32,300 | 759,955 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 13,171 | - |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | - | 617,530 |
| その他 | 109 | 1,012 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 389,032 | 2,233,826 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 100,000 | - |
| 長期借入金の返済による支出 | 100,000 | - |
| リース債務の返済による支出 | 26,666 | 25,562 |
| 自己株式の取得による支出 | 403,179 | 4,312,428 |
| 自己株式の売却による収入 | 105 | 346 |
| 配当金の支払額 | 2,566,314 | 3,047,742 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 2,996,055 | 7,385,386 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 3,050 | 2,920 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 2,356,251 | 4,137,134 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 14,675,155 | 17,031,407 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 17,031,407 | 1 12,894,272 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

株式会社船井総合研究所、株式会社船井総研デジタル、
船井（上海）商務信息咨询有限公司、船井総研ロジ株式会社、
株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード、株式会社HR Force
成長戦略株式会社

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

なお、当連結会計年度において、当社の完全子会社である株式会社船井総合研究所が成長戦略株式会社の株式を100%取得したことにより、連結範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 - 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減しております。

デリバティブ

原則として時価法

棚卸資産

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。その収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としております。

経営コンサルティング事業

・月次支援コンサルティング

顧客の経営者が考えるミッションの達成や確実な成果に結びつけるための、現場主義を主軸とした実行支援コンサルティングサービスの提供を行っております。月次支援コンサルティングは、顧客に対する役務提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、業務完了時点で当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

・プロジェクトコンサルティング

顧客との契約に基づき最適なソリューションを提供しており成果物の納品又はサービスの提供を行っております。プロジェクトコンサルティングは、契約期間にわたり履行義務が充足されるものであり、重要性に応じて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務を充足するための進捗度については、プロジェクトコンサルティング内容に応じた総作業工数を見積り、実際の作業工数等に基づいて算定を行っております。また、M & A アドバイザリーに関する成功報酬については、事業譲渡や株式譲渡等の完了時点において履行義務が充足されることから、当該M & A 取引の実現が確実であると客観的に判断できる時点で収益を認識しております。

・経営研究会

業種別・テーマ別に定期的に行われる経営者のための勉強会コミュニティを主催・運営するサービスの提供を行っております。入会金については、財又はサービスが提供された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。会費については、一定の期間にわたり移転される財又はサービスに関する収益として、入会月から履行義務を提供する期間にわたり収益を認識しております。入会金及び会費については、通常、履行義務を充足する以前に取引の対価を受領しております。

ロジスティクス事業

・物流コンサルティング

物流業界に特化して物流企業及び荷主企業へ業績向上及びコスト削減等のコンサルティングサービスの提供を行っております。物流コンサルティングは一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、重要性に応じて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、履行義務を充足するための進捗度については、コンサルティング内容に応じた契約上の総出来高に対する実際出来高の割合に基づいて算定を行っております。

・物流BPO

物流業務の設計・構築・運用等のサービス提供を行っております。物流BPOは、顧客に対する役務提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、業務完了時点で収益を認識しております。なお、当該サービスのうち、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定されるものは、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

デジタルソリューション事業

・ITコンサルティング

中堅・中小企業のバックオフィストラנסフォーメーションをテーマに、業務改善とデジタル化推進の両軸でバックオフィスの変革をワンストップで行うサービスを提供しております。ITコンサルティングは、契約期間にわたり履行義務が充足されるものであり、重要性に応じて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務を充足するための進捗度については、コンサルティング内容に応じた総作業工数を見積り、実際の作業工数等に基づいて算定を行っております。

・SPX

顧客のWEB広告運用の最適化を図る代行サービス及びその付随サービスを提供しております。SPXは、顧客に対してサービスを提供した時点で履行義務が充足されるため、サービス提供時に収益を認識しております。なお、当該サービスのうち、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定されるものは、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

・クラウドソリューション

中堅・大手企業が推進する先端事業の構築に携わり、アーキテクチャ提案から開発、インフラ構築、システム保守運用などのサービスを提供しております。クラウドソリューションは、契約期間にわたり履行義務が充足されるものであり、重要性に応じて履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務を充足するための進捗度については、サービス内容に応じた総作業工数を見積り、実際の作業工数等に基づいて算定を行っております。

・HRソリューション

採用広告運用代行サービスをはじめとして、顧客の採用課題にITテクノロジーを活用した提案及び実行支援サービスを提供しております。HRソリューションは、顧客に対してサービスを提供した時点で履行義務が充足されるため、サービス提供時に収益を認識しております。なお、当該サービスは、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定されるため、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

上記については、役務提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

また、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件によりおおむね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を見積り、定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、連結財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「無形固定資産」の「その他」に含めていた「のれん」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「無形固定資産」に表示していた「その他」115,647千円は、「のれん」11,721千円及び「その他」103,926千円として組替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険解約返戻金」及び「営業外費用」の「その他」に含めていた「自己株式取得費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示していた39,213千円は、「保険解約返戻金」3,899千円及び「その他」35,313千円として組替えております。また、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた3,152千円は、「自己株式取得費用」199千円及び「その他」2,952千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 売掛金 | 3,573,403千円 | 3,973,231千円 |
| 契約資産 | 194,555千円 | 155,773千円 |

- 2 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 契約負債 | 408,599千円 | 443,589千円 |

- 3 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,687,059千円 | 2,817,016千円 |

- 4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 3,000,000千円 | 3,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 200,000千円 | 200,000千円 |
| 差引額 | 2,800,000千円 | 2,800,000千円 |

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|--------|---|---|
| 役員報酬 | 545,994千円 | 496,087千円 |
| 従業員給料 | 1,043,096千円 | 1,257,811千円 |
| 退職給付費用 | 35,994千円 | 46,181千円 |
| 支払手数料 | 320,838千円 | 362,892千円 |

- 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 有形固定資産その他 | - 千円 | 8 千円 |
| 計 | - 千円 | 8 千円 |

- 4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 建物及び構築物 | 1,714千円 | - 千円 |
| 土地 | - 千円 | - 千円 |
| 有形固定資産その他 | 464千円 | - 千円 |
| 計 | 2,179千円 | - 千円 |

- 5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 建物及び構築物 | 16,682千円 | 79千円 |
| 有形固定資産その他 | 304千円 | 2,259千円 |
| ソフトウェア | - 千円 | 44,571千円 |
| 計 | 16,987千円 | 46,910千円 |

6 減損損失

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|-----------------------------|-------|--------------|
| 船井（上海）商務信息咨询有限公司 （中国上海市） | 事業用資産 | 有形固定資産（その他）等 |

当社グループは、事業の種類別セグメントを基礎として会社又は事業を単位としてグルーピングを行っております。連結子会社である船井(上海)商務信息咨询有限公司について、当初想定した収益の獲得が将来にわたって見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（40,090千円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|-----------------------------|-------|--------------|
| 船井（上海）商務信息咨询有限公司 （中国上海市） | 事業用資産 | 有形固定資産（その他）等 |

当社グループは、事業の種類別セグメントを基礎として会社又は事業を単位としてグルーピングを行っております。連結子会社である船井(上海)商務信息咨询有限公司について、当初想定した収益の獲得が将来にわたって見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（23,953千円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期発生額 | 76,356千円 | 113,100千円 |
| 組替調整額 | 5,940千円 | 11,449千円 |
| 計 | 82,297千円 | 101,651千円 |
| 為替換算調整勘定 | | |
| 当期発生額 | 3,307千円 | 472千円 |
| 退職給付に係る調整額 | | |
| 当期発生額 | 189,940千円 | 12,794千円 |
| 組替調整額 | 31,282千円 | 51,291千円 |
| 計 | 158,658千円 | 38,497千円 |
| 税効果調整前合計 | 237,647千円 | 140,620千円 |
| 税効果額 | 74,274千円 | 43,067千円 |
| その他の包括利益合計 | 163,373千円 | 97,553千円 |

2 その他の包括利益に係る税効果額

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 税効果調整前 | 82,297千円 | 101,651千円 |
| 税効果額 | 25,193千円 | 31,094千円 |
| 税効果調整後 | 57,103千円 | 70,556千円 |
| 為替換算調整勘定 | | |
| 税効果調整前 | 3,307千円 | 472千円 |
| 税効果額 | -千円 | -千円 |
| 税効果調整後 | 3,307千円 | 472千円 |
| 退職給付に係る調整額 | | |
| 税効果調整前 | 158,658千円 | 38,497千円 |
| 税効果額 | 49,080千円 | 11,972千円 |
| 税効果調整後 | 109,577千円 | 26,524千円 |
| その他の包括利益合計 | | |
| 税効果調整前 | 237,647千円 | 140,620千円 |
| 税効果額 | 74,274千円 | 43,067千円 |
| 税効果調整後 | 163,373千円 | 97,553千円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 52,500,000 | - | - | 52,500,000 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 3,120,936 | 147,330 | 105,300 | 3,162,966 |

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく買受けによる増加 146,100株

単元未満株式の買取りによる増加 1,230株

減少の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 105,300株

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|---------------------|------------|--------------|----|----|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式 | | | | | 747,650 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2022年3月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,333,234 | 27 | 2021年12月31日 | 2022年3月28日 |
| 2022年8月4日 取締役会 | 普通株式 | 1,237,096 | 25 | 2022年6月30日 | 2022年8月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2023年3月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,480,111 | 30 | 2022年12月31日 | 2023年3月27日 |

(注) 1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|------------|----|---------|------------|
| 普通株式(株) | 52,500,000 | - | 500,000 | 52,000,000 |

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 500,000株

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 3,162,966 | 1,674,168 | 650,910 | 4,186,224 |

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく買受けによる増加 1,673,100株

単元未満株式の買取りによる増加 1,068株

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 500,000株

ストック・オプションの権利行使による減少 150,840株

単元未満株式の買増請求による減少 70株

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|---------------------|------------|--------------|----|----|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式 | | | | | 671,585 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2023年3月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,480,111 | 30 | 2022年12月31日 | 2023年3月27日 |
| 2023年8月8日 取締役会 | 普通株式 | 1,574,066 | 32 | 2023年6月30日 | 2023年8月31日 |

(注) 2023年3月25日定時株主総会による1株当たり配当額には、記念配当2円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2024年3月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,577,854 | 33 | 2023年12月31日 | 2024年3月25日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|----------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 17,031,407千円 | 12,894,272千円 |
| 有価証券勘定 | 408,150千円 | 300,984千円 |
| 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 | - 千円 | - 千円 |
| 償還期間が3ヶ月を 超える債券等 | 408,150千円 | 300,984千円 |
| 現金及び現金同等物 | 17,031,407千円 | 12,894,272千円 |

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器、コンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

- 1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内の与信管理規程に沿って信用リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等をモニタリングし、財務状況の悪化や事業計画の変更等の把握に努めております。なお、債券については、資金運用規程に従い格付の高い商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,611,677 | 1,658,205 | 46,527 |
| その他有価証券 | 1,839,310 | 1,839,310 | - |
| 資産計 | 3,450,988 | 3,497,515 | 46,527 |
| (2) 長期借入金 | 100,000 | 99,639 | 360 |
| 負債計 | 100,000 | 99,639 | 360 |

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------|------------|
| 非上場株式 | 580 |
| 投資事業組合等への出資金 | 58,107 |

当連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|-----------|-------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,401,594 | 1,397,748 | 3,846 |
| その他有価証券 | 1,929,246 | 1,929,246 | - |
| 資産計 | 3,330,841 | 3,326,994 | 3,846 |
| (2) 長期借入金 | 100,000 | 100,004 | 4 |
| 負債計 | 100,000 | 100,004 | 4 |

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------|------------|
| 非上場株式 | 614 |
| 投資事業組合等への出資金 | 190,379 |

(注) 1 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 17,031,407 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 3,573,403 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 社債 | 408,150 | 1,103,527 | 100,000 | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの 社債 | - | 515,796 | - | - |
| 合計 | 21,012,961 | 1,619,323 | 100,000 | - |

当連結会計年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 12,894,272 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 3,973,231 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 社債 | 200,861 | 1,100,733 | 100,000 | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの 社債 | 100,123 | 409,548 | - | - |
| 合計 | 17,168,488 | 1,510,281 | 100,000 | - |

(注) 2 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 200,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | - | - | 100,000 | - | - | - |
| リース債務 | 1,980 | 1,980 | 1,980 | 1,815 | - | - |
| 合計 | 201,980 | 1,980 | 101,980 | 1,815 | - | - |

リース債務には、I F R S 第16号の適用により連結貸借対照表に計上したリース債務は含めておりません。

当連結会計年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 200,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | - | 100,000 | - | - | - | - |
| リース債務 | 1,980 | 1,980 | 1,815 | - | - | - |
| 合計 | 201,980 | 101,980 | 1,815 | - | - | - |

リース債務には、I F R S 第16号の適用により連結貸借対照表に計上したリース債務は含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | 合計 |
|--------------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 262,873 | - | - | 262,873 |
| 社債 | - | 515,796 | - | 515,796 |
| その他 | - | 1,060,640 | - | 1,060,640 |
| 資産計 | 262,873 | 1,576,436 | - | 1,839,310 |

当連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|------------------------------------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 324,055 | - | - | 324,055 |
| 社債 | - | 509,671 | - | 509,671 |
| その他 | - | 1,095,520 | - | 1,095,520 |
| 資産計 | 324,055 | 1,605,191 | - | 1,929,246 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---------------------------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 | | | | |
| 社債 | - | 1,658,205 | - | 1,658,205 |
| 資産計 | - | 1,658,205 | - | 1,658,205 |
| 長期借入金 | - | 99,639 | - | 99,639 |
| 負債計 | - | 99,639 | - | 99,639 |

当連結会計年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---------------------------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 | | | | |
| 社債 | - | 1,397,748 | - | 1,397,748 |
| 資産計 | - | 1,397,748 | - | 1,397,748 |
| 長期借入金 | - | 100,004 | - | 100,004 |
| 負債計 | - | 100,004 | - | 100,004 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は取引金融機関から入手した価格に基づいて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|------------|-----------|--------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | | | |
| 社債 | 208,150 | 263,429 | 55,279 |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | 208,150 | 263,429 | 55,279 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | | | |
| 社債 | 1,403,527 | 1,394,776 | 8,751 |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | 1,403,527 | 1,394,776 | 8,751 |
| 合計 | 1,611,677 | 1,658,205 | 46,527 |

当連結会計年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|------------|-----------|-------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | | | |
| 社債 | 300,000 | 300,260 | 260 |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | 300,000 | 300,260 | 260 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | | | |
| 社債 | 1,101,594 | 1,097,488 | 4,106 |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | 1,101,594 | 1,097,488 | 4,106 |
| 合計 | 1,401,594 | 1,397,748 | 3,846 |

3 その他有価証券

前連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|------------|-----------|--------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 262,873 | 193,906 | 68,966 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 68,069 | 54,225 | 13,843 |
| 小計 | 330,943 | 248,132 | 82,810 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | 515,796 | 517,936 | 2,140 |
| その他 | 992,571 | 1,050,142 | 57,571 |
| 小計 | 1,508,367 | 1,568,078 | 59,711 |
| 合計 | 1,839,310 | 1,816,211 | 23,099 |

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額58,687千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 324,055 | 193,906 | 130,148 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 498,975 | 467,217 | 31,758 |
| 小計 | 823,030 | 661,123 | 161,906 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | 509,671 | 511,461 | 1,790 |
| その他 | 596,544 | 637,444 | 40,899 |
| 小計 | 1,106,215 | 1,148,906 | 42,690 |
| 合計 | 1,929,246 | 1,810,030 | 119,216 |

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額190,993千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計 | 売却損の合計 |
|---------|--------|--------|--------|
| その他有価証券 | 13,565 | 43 | - |
| 合計 | 13,565 | 43 | - |

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計 | 売却損の合計 |
|---------|---------|--------|--------|
| その他有価証券 | 100,189 | 4,518 | - |
| 合計 | 100,189 | 4,518 | - |

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、複数事業主制度の企業年金基金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を採用しております。

複数事業主制度の企業年金制度については、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

また、退職一時金制度（非積立型制度ではありますが、中小企業年金共済制度の積立額から支給されるものがあります。）については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) | |
|--------------|---|---|
| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
| 退職給付債務の期首残高 | 1,250,001 | 1,352,684 |
| 勤務費用 | 128,617 | 136,925 |
| 利息費用 | 10,002 | 10,812 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 40,613 | 55,085 |
| 退職給付の支払額 | 76,549 | 65,810 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,352,684 | 1,489,697 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) | |
|--------------|---|---|
| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
| 年金資産の期首残高 | 1,790,007 | 1,747,972 |
| 期待運用収益 | 26,850 | 26,219 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 149,327 | 42,290 |
| 事業主からの拠出額 | 156,991 | 184,272 |
| 退職給付の支払額 | 76,549 | 65,810 |
| 年金資産の期末残高 | 1,747,972 | 1,934,944 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | (千円) | |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,352,684 | 1,489,697 |
| 年金資産 | 1,747,972 | 1,934,944 |
| | 395,287 | 445,246 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - | - |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 395,287 | 445,246 |
| 退職給付に係る資産 | 395,287 | 445,246 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 395,287 | 445,246 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| 勤務費用 | 128,617 | 136,925 |
| 利息費用 | 10,002 | 10,812 |
| 期待運用収益 | 26,850 | 26,219 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 31,282 | 51,291 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 143,051 | 172,809 |

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|----------|---|---|
| 数理計算上の差異 | 158,658 | 38,497 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 未認識数理計算上の差異 | 265,240 | 226,743 |

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 国内債券 | 37.0% | 21.0% |
| 国内株式 | 5.8% | 11.0% |
| 外国債券 | 24.0% | 34.6% |
| 外国株式 | 10.9% | 19.3% |
| 一般勘定 | 1.0% | 1.0% |
| その他 | 21.3% | 13.1% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% |

長期期待運用収益率の設定方法

保有している年金資産の構成、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 割引率 | 主として0.9% | 主として0.9% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5% | 1.5% |
| 予想昇給率 | 5.2% | 5.2% |

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) | |
|----------------|---|---|
| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 69,872 | 71,994 |
| 退職給付費用 | 9,573 | 10,412 |
| 退職給付の支払額 | 1,054 | 1,133 |
| 制度の移管による支払額 | - | 8,662 |
| 制度への拠出額 | 6,396 | 4,717 |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 71,994 | 67,893 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | (千円) | |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
| 積立型制度の退職給付債務 | - | - |
| 年金資産 | - | - |
| | - | - |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 71,994 | 67,893 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 71,994 | 67,893 |
| 退職給付に係る負債 | 71,994 | 67,893 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 71,994 | 67,893 |

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度9,573千円 当連結会計年度10,412千円

4 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度及び中小企業退職金共済制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度113,382千円、当連結会計年度133,116千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-------------------|-----------|----------|
| 売上原価の株式報酬費用 | 11,821千円 | 12,216千円 |
| 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 | 124,513千円 | 80,325千円 |

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当社は、2014年7月1日付で、持株会社体制への移行に伴う会社分割を行い、2016年1月1日付及び2018年1月1日付で、株式分割（普通株式1株につき1.2株の割合、普通株式1株につき1.5株の割合）を行っておりますが、以下は、決議時点の内容で記載しております。

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 名称 | 2012- 新株予約権 | 2013- 新株予約権 | 2014- 新株予約権 | 2015- 新株予約権 | 2016- 新株予約権 |
| 決議年月日 | 2012年4月17日 | 2013年4月16日 | 2014年4月15日 | 2015年5月23日 | 2016年4月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役6名 （社外取締役を除く） 当社執行役員6名 | 当社取締役7名 （社外取締役を除く） 当社執行役員6名 | 当社取締役7名 （社外取締役を除く） 当社執行役員6名 | 当社取締役5名 （社外取締役を除く） 当社執行役員2名 子会社取締役8名 子会社執行役員4名 | 当社取締役5名 （監査等委員及び社外取締役を除く） 当社執行役員2名 子会社取締役7名 子会社執行役員5名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 70,200株 | 普通株式 72,000株 | 普通株式 72,000株 | 普通株式 93,600株 | 普通株式 108,000株 |
| 付与日 | 2012年5月7日 | 2013年5月7日 | 2014年5月7日 | 2015年6月18日 | 2016年5月12日 |
| 権利確定条件 | 当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 |
| 対象勤務期間 | - | - | - | - | - |
| 権利行使期間 | 2012年5月8日～ 2042年5月7日 | 2013年5月8日～ 2043年5月7日 | 2014年5月8日～ 2044年5月7日 | 2015年6月19日～ 2045年6月18日 | 2016年5月13日～ 2046年5月12日 |

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 |
|--------------|---|--|--|--|--|--|
| 名称 | 2017- 新株予約権 | 2018- 新株予約権 | 2019- 新株予約権 | 2021- 新株予約権 | 2022- 新株予約権 | 2023- 新株予約権 |
| 決議年月日 | 2017年4月21日 | 2018年4月20日 | 2019年4月18日 | 2021年4月21日 | 2022年4月22日 | 2023年4月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役4名 （監査等委員及び社外取締役を除く） 当社執行役員2名 子会社取締役7名 子会社執行役員8名 | 当社取締役3名 （監査等委員及び社外取締役を除く） 当社執行役員3名 子会社取締役13名 子会社執行役員6名 | 当社取締役3名 （監査等委員及び社外取締役を除く） 当社執行役員3名 子会社取締役18名 子会社執行役員5名 | 当社取締役4名 （監査等委員及び社外取締役を除く） 当社執行役員6名 子会社取締役18名 子会社執行役員4名 | 当社取締役3名 （監査等委員及び社外取締役を除く） 当社執行役員4名 子会社取締役13名 子会社執行役員4名 | 当社執行役員4名 子会社取締役8名 子会社執行役員4名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 111,600株 | 普通株式 92,340株 | 普通株式 95,040株 | 普通株式 98,820株 | 普通株式 88,560株 | 普通株式 77,400株 |
| 付与日 | 2017年5月8日 | 2018年5月7日 | 2019年5月7日 | 2021年5月6日 | 2022年5月9日 | 2023年5月15日 |
| 権利確定条件 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 | 割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したことをとする。 |
| 対象勤務期間 | - | - | - | - | - | - |
| 権利行使期間 | 2017年5月9日～ 2047年5月8日 | 2018年5月8日～ 2048年5月7日 | 2019年5月8日～ 2049年5月7日 | 2021年5月7日～ 2051年5月6日 | 2022年5月10日～ 2052年5月9日 | 2023年5月16日～ 2053年5月15日 |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 名称 | 2012- 新株予約権 | 2013- 新株予約権 | 2014- 新株予約権 | 2015- 新株予約権 | 2016- 新株予約権 | 2017- 新株予約権 | 2018- 新株予約権 | 2019- 新株予約権 | 2021- 新株予約権 | 2022- 新株予約権 | 2023- 新株予約権 |
| 決議年月日 | 2012年 4月17日 | 2013年 4月16日 | 2014年 4月15日 | 2015年 5月23日 | 2016年 4月21日 | 2017年 4月21日 | 2018年 4月20日 | 2019年 4月18日 | 2021年 4月21日 | 2022年 4月22日 | 2023年 4月21日 |
| 権利確定前 (株) | | | | | | | | | | | |
| 前連結 会計年度末 | 36,000 | 41,400 | 41,400 | 54,000 | 63,000 | 79,200 | 72,360 | 72,900 | 82,260 | 88,560 | - |
| 付与 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 77,400 |
| 失効 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 35,460 |
| 権利確定 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 16,200 | 18,000 | 16,560 | 12,600 | 15,480 | - |
| 未確定残 | 21,600 | 27,000 | 27,000 | 39,600 | 48,600 | 63,000 | 54,360 | 56,340 | 69,660 | 73,080 | 41,940 |
| 権利確定後 (株) | | | | | | | | | | | |
| 前連結 会計年度末 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 16,200 | 18,000 | 16,560 | 12,600 | 15,480 | - |
| 権利行使 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 14,400 | 16,200 | 18,000 | 16,560 | 12,600 | 15,480 | - |
| 失効 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 2016年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.2株の割合）、2018年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 名称 | 2012- 新株予約権 | 2013- 新株予約権 | 2014- 新株予約権 | 2015- 新株予約権 | 2016- 新株予約権 | 2017- 新株予約権 | 2018- 新株予約権 | 2019- 新株予約権 | 2021- 新株予約権 | 2022- 新株予約権 | 2023- 新株予約権 |
| 決議年月日 | 2012年 4月17 日 | 2013年 4月16 日 | 2014年 4月15 日 | 2015年 5月23 日 | 2016年 4月21 日 | 2017年 4月21 日 | 2018年 4月20 日 | 2019年 4月18 日 | 2021年 4月21 日 | 2022年 4月22 日 | 2023年 4月21 日 |
| 権利行使価格 (円) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株 価(円) | 2,638 | 2,638 | 2,638 | 2,638 | 2,638 | 2,635 | 2,629 | 2,629 | 2,633 | 2,616 | - |
| 付与日におけ る公正な評価 単価(円) | 162 | 258 | 261 | 530 | 803 | 1,179 | 2,191 | 2,393 | 1,419 | 1,523 | 1,828 |

(注) 2016年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.2株の割合）、2018年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

| 会社名 | 提出会社 |
|---------------|--------------------|
| 名称 | 2023 - 新株予約権 (注) 1 |
| 株価変動性 (注) 2 | 28.513% |
| 予想残存期間 (注) 3 | 15年 |
| 予想配当 (注) 4 | 55円 |
| 無リスク利子率 (注) 5 | 0.770% |

(注) 1 当社又は当社子会社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）及び執行役員に対するものであります。

2 15年間（2008年5月15日～2023年5月15日まで）の株価に基づき算定いたしました。

3 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、割当日から権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

4 2022年12月期の配当実績によります。

5 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | 15,420千円 | 18,670千円 |
| 未払事業税 | 85,885千円 | 76,916千円 |
| 株式報酬費用 | 235,314千円 | 215,477千円 |
| 資産除去債務 | 32,796千円 | 41,591千円 |
| 繰越欠損金(注)3 | 179,279千円 | 203,214千円 |
| 退職給付に係る負債 | 81,477千円 | 62,967千円 |
| 未払金 | 5,030千円 | 85,215千円 |
| 減損損失 | 20,785千円 | 15,470千円 |
| その他 | 31,372千円 | 36,626千円 |
| 繰延税金資産小計 | 687,363千円 | 756,149千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3 | 179,279千円 | 154,004千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 193,867千円 | 126,368千円 |
| 評価性引当額小計(注)2 | 373,147千円 | 280,372千円 |
| 繰延税金資産合計 | 314,216千円 | 475,776千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付に係る資産 | 178,993千円 | 185,008千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,664千円 | 39,759千円 |
| その他 | 229千円 | 4,301千円 |
| 繰延税金負債合計 | 187,429千円 | 220,465千円 |
| 繰延税金資産純額(は負債) | 126,786千円 | 255,310千円 |

(注)1 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|--------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | 129,591千円 | 261,212千円 |
| 繰延税金負債 | 2,804千円 | 5,902千円 |

2 評価性引当額が92,774千円減少しております。この減少の主な内容は、資産除去債務に係る評価性引当額が32,796千円減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が25,274千円減少したことに伴うものであります。

3 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年12月31日)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計(千円) |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 税務上の繰越欠損金() | - | - | 5,023 | 10,424 | 30,047 | 133,783 | 179,279 |
| 評価性引当額 | - | - | 5,023 | 10,424 | 30,047 | 133,783 | 179,279 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年12月31日)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計(千円) |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|------------|
| 税務上の繰越欠損金(1) | - | 912 | 9,247 | 10,936 | - | 182,118 | 203,214 |
| 評価性引当額 | - | 912 | 9,247 | 10,936 | - | 132,908 | 154,004 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 49,210 | (2) 49,210 |

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金203,214千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産49,210千円を計上しております。当該繰延税金資産49,210千円は、連結子会社1社における税務上の繰越欠損金の残高の一部を認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分につきましては評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法定実効税率 | 法定実効税率と税効果会計 | 30.6% |
| (調整) | 適用後の法人税等の負担率と | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | の間の差異が法定実効税率の | 0.2% |
| 住民税均等割等 | 100分の5以下であるため注 | 0.3% |
| 評価性引当額の増減 | 記を省略しております。 | 1.7% |
| 連結子会社の税率差異 | | 0.3% |
| のれん償却 | | 0.4% |
| 連結子会社の繰越欠損金 | | 0.5% |
| 賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除 | | 2.2% |
| その他 | | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 28.4% |

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から受け取った前受金に関するもので、連結財務諸表において、流動負債の「その他」に含めて表示しております。期首に計上されていた契約負債残高はおおむね1年以内に収益を認識し、取り崩されています。顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 3,191,781 | 3,573,403 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 3,573,403 | 3,973,231 |
| 契約資産（期首残高） | 108,855 | 194,555 |
| 契約資産（期末残高） | 194,555 | 155,773 |
| 契約負債（期首残高） | 395,514 | 408,599 |
| 契約負債（期末残高） | 408,599 | 443,589 |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、主に当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、連結グループを構成する各会社の業務区分により、事業の種類別に「経営コンサルティング事業」、「ロジスティクス事業」、「デジタルソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

企業経営に関わる指導、調査、診断等のコンサルティング業務、会員制組織による経営研究会、セミナーの実施等を「経営コンサルティング事業」、クライアントの業績向上及び物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流BPO業務等を「ロジスティクス事業」、WEB広告運用代行業務をはじめとするSPX(Sales Process Transformation)業務、クラウド開発・運用等のクラウドソリューション業務、業務改善とデジタル化推進の両軸でバックオフィスの変革を行うITコンサルティング業務及びリクルーティングクラウド(AI採用クラウドサービス)の提供を中心としたHRソリューション事業を「デジタルソリューション事業」としております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度の期首より、当社グループの報告セグメントを「経営コンサルティング事業」、「ロジスティクス事業」、「デジタルソリューション事業」の3つのセグメントに変更しております。これは2022年7月に株式会社船井総研コーポレートリレーションズと新和コンピュータサービス株式会社の合併、及び2023年1月に成長戦略株式会社の全株式を取得、またそれらを織り込んだ2023年12月期を初年度とする中期経営計画の遂行にあたり、今後の事業展開を踏まえた当社グループの成長戦略を明確にすべく、合理的な区分の検討を行った結果であります。

上記の変更により、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法とおおむね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

| | 経営コンサルティング事業 | ロジスティクス事業 | デジタルソリューション事業 | 計 | 調整額(注)1 | 連結財務諸表計上額(注)2 |
|----------------------------|--------------|-----------|---------------|------------|------------|---------------|
| 売上高 | | | | | | |
| 月次支援コンサルティングプロジェクトコンサルティング | 13,093,657 | - | - | 13,093,657 | - | 13,093,657 |
| 経営研究会会費 | 2,113,600 | - | - | 2,113,600 | - | 2,113,600 |
| 経営研究会会費 | 2,051,055 | - | - | 2,051,055 | - | 2,051,055 |
| 物流コンサルティング | - | 843,387 | - | 843,387 | - | 843,387 |
| 物流BPO | - | 2,935,471 | - | 2,935,471 | - | 2,935,471 |
| ITコンサルティング | - | - | 82,714 | 82,714 | - | 82,714 |
| SPX | - | - | 1,534,356 | 1,534,356 | - | 1,534,356 |
| クラウドソリューション | - | - | 958,864 | 958,864 | - | 958,864 |
| HRソリューション | - | - | 975,933 | 975,933 | - | 975,933 |
| その他 | 1,018,852 | - | 10,273 | 1,029,126 | - | 1,029,126 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 18,277,165 | 3,778,858 | 3,562,143 | 25,618,167 | - | 25,618,167 |
| その他の収益(注)3 | - | - | - | - | 17,039 | 17,039 |
| 外部顧客への売上高 | 18,277,165 | 3,778,858 | 3,562,143 | 25,618,167 | 17,039 | 25,635,207 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 1,194,225 | 372,043 | 1,065,995 | 2,632,264 | 2,632,264 | - |
| 計 | 19,471,390 | 4,150,902 | 4,628,138 | 28,250,431 | 2,615,224 | 25,635,207 |
| セグメント利益 | 6,238,903 | 448,198 | 176,247 | 6,863,349 | 237,521 | 7,100,871 |
| セグメント資産 | 18,119,959 | 2,060,433 | 2,635,831 | 22,816,224 | 10,194,498 | 33,010,723 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 139,629 | 3,781 | 46,414 | 189,825 | 121,825 | 311,651 |
| のれんの償却額 | - | - | 23,442 | 23,442 | - | 23,442 |
| 減損損失 | 40,090 | - | - | 40,090 | - | 40,090 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 136,674 | 1,889 | 68,673 | 207,238 | 127,945 | 335,183 |

(注)1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去3,177,867千円、各報告セグメントに配分していない全社収益6,163,474千円及び全社費用2,748,086千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務受託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去7,875,631千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産18,070,130千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費が含まれております。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産127,945千円が含まれております。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 経営コンサルティング事業 | ロジスティクス事業 | デジタルソリューション事業 | 計 | 調整額 (注) 1 | 連結財務諸表 計上額 (注) 2 |
|--|--------------|-----------|---------------|------------|--------------|------------------------|
| 売上高 | | | | | | |
| 月次支援 コンサルティング プロジェクト コンサルティング | 14,104,859 | - | - | 14,104,859 | - | 14,104,859 |
| 経営研究会会費 | 2,725,858 | - | - | 2,725,858 | - | 2,725,858 |
| 物流コンサルティング | 2,228,411 | - | - | 2,228,411 | - | 2,228,411 |
| 物流 B P O | - | 835,801 | - | 835,801 | - | 835,801 |
| I Tコンサルティング | - | 3,050,333 | - | 3,050,333 | - | 3,050,333 |
| S P X | - | - | 125,683 | 125,683 | - | 125,683 |
| クラウドソリューション | - | - | 1,729,041 | 1,729,041 | - | 1,729,041 |
| H Rソリューション | - | - | 1,081,637 | 1,081,637 | - | 1,081,637 |
| その他 | - | - | 1,083,755 | 1,083,755 | - | 1,083,755 |
| その他 | 1,225,791 | - | 31,627 | 1,257,418 | - | 1,257,418 |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 20,284,921 | 3,886,134 | 4,051,746 | 28,222,801 | - | 28,222,801 |
| その他の収益(注) 3 | - | - | - | - | 15,970 | 15,970 |
| 外部顧客への売上高 | 20,284,921 | 3,886,134 | 4,051,746 | 28,222,801 | 15,970 | 28,238,771 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 1,364,350 | 524,141 | 1,257,737 | 3,146,229 | 3,146,229 | - |
| 計 | 21,649,271 | 4,410,275 | 5,309,483 | 31,369,030 | 3,130,258 | 28,238,771 |
| セグメント利益又は 損失() | 6,757,409 | 394,802 | 70,745 | 7,081,467 | 166,341 | 7,247,808 |
| セグメント資産 | 19,808,871 | 2,121,583 | 2,564,753 | 24,495,208 | 7,135,942 | 31,631,150 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 91,574 | 3,499 | 53,482 | 148,556 | 152,758 | 301,314 |
| のれんの償却額 | 88,784 | - | 11,721 | 100,505 | - | 100,505 |
| 減損損失 | 23,953 | - | - | 23,953 | - | 23,953 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 | 500,978 | 3,220 | 35,569 | 539,767 | 535,163 | 1,074,930 |

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去3,556,223千円、各報告セグメントに配分していない全社収益6,666,543千円及び全社費用2,943,978千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務受託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去11,382,676千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産18,518,618千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額には、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費が含まれております。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去572千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産534,590千円が含まれております。
- 2 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
- 3 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 経営コンサルティング事業 | ロジスティクス事業 | デジタルソリューション事業 | 計 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|------|--------------|-----------|---------------|--------|-----|-----------|
| 減損損失 | 40,090 | - | - | 40,090 | - | 40,090 |

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 経営コンサルティング事業 | ロジスティクス事業 | デジタルソリューション事業 | 計 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|------|--------------|-----------|---------------|--------|-----|-----------|
| 減損損失 | 23,953 | - | - | 23,953 | - | 23,953 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 経営コンサルティング事業 | ロジスティクス事業 | デジタルソリューション事業 | 計 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|-------|--------------|-----------|---------------|--------|-----|-----------|
| 当期償却額 | - | - | 23,442 | 23,442 | - | 23,442 |
| 当期末残高 | - | - | 11,721 | 11,721 | - | 11,721 |

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 経営コンサルティング事業 | ロジスティクス事業 | デジタルソリューション事業 | 計 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|-------|--------------|-----------|---------------|---------|-----|-----------|
| 当期償却額 | 88,784 | - | 11,721 | 100,505 | - | 100,505 |
| 当期末残高 | 355,138 | - | - | 355,138 | - | 355,138 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1 関連当事者との取引
 - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - (ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
 - (イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。
 - (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 546円31銭 | 524円01銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 100円92銭 | 106円30銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 99円62銭 | 105円03銭 |

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|--|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 4,990,289 | 5,201,726 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 4,990,289 | 5,201,726 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 49,449,401 | 48,933,078 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 642,390 | 593,207 |
| (うち新株予約権)(株) | (642,390) | (593,207) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | | - |

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2022年12月31日) | 当連結会計年度 (2023年12月31日) |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 27,700,911 | 25,726,474 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 747,650 | 671,585 |
| (うち新株予約権)(千円) | (747,650) | (671,585) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 26,953,261 | 25,054,889 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 49,337,034 | 47,813,776 |

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行により、資本効率の向上及び株主還元の実現のため。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---|
| 1. 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 取得しうる株式の総数 | 1,200,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.51%) |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 3,000百万円(上限) |
| 4. 取得期間 | 2024年2月9日～2024年12月31日 |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(自己株式の消却)

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|--------------|---|
| 1. 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却した株式の総数 | 2,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 3.85%) |
| 3. 消却日 | 2024年2月29日 |
- (参考) 消却後の発行済株式総数 50,000,000株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|----------------------|
| 短期借入金 | 200,000 | 200,000 | 0.50 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | - | - | - | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 1,980 | 1,980 | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 100,000 | 100,000 | 0.80 | 2025年2月28日 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | 5,775 | 3,795 | - | 2025年1月～ 2026年11月 |
| 合計 | 307,755 | 305,775 | - | - |

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 100,000 | - | - | - |
| リース債務 | 1,980 | 1,815 | - | - |

リース債務には、IFRS第16号の適用により連結貸借対照表に計上したリース債務は含めておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|-------------------------------------|-----------|------------|------------|------------|
| 売上高 (千円) | 6,770,246 | 13,392,846 | 20,630,373 | 28,238,771 |
| 税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円) | 1,786,249 | 3,403,023 | 4,991,262 | 7,272,502 |
| 親会社株主に 帰属する四半期 (当期)純利益金額 (千円) | 1,206,263 | 2,271,779 | 3,449,613 | 5,201,726 |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円) | 24.46 | 46.04 | 70.16 | 106.30 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり 四半期純利益金額 (円) | 24.46 | 21.58 | 24.12 | 36.33 |

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 4,768,366 | 3,050,606 |
| 売掛金 | 1 278,940 | 1 244,114 |
| 有価証券 | 408,150 | 300,984 |
| 関係会社短期貸付金 | 34,017 | 59,278 |
| その他の流動資産 | 1 715,028 | 1 1,022,554 |
| 貸倒引当金 | - | 783 |
| 流動資産合計 | 6,204,502 | 4,676,755 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 762,521 | 677,713 |
| 土地 | 672,635 | 672,635 |
| 建設仮勘定 | - | 463,615 |
| その他の有形固定資産 | 86,373 | 67,572 |
| 有形固定資産合計 | 1,521,530 | 1,881,537 |
| 無形固定資産 | | |
| 借地権 | 322,400 | 322,400 |
| その他の無形固定資産 | 172,969 | 193,509 |
| 無形固定資産合計 | 495,369 | 515,909 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,101,525 | 3,220,850 |
| 関係会社株式 | 6,532,219 | 6,598,603 |
| 関係会社出資金 | 0 | 30,000 |
| 関係会社長期貸付金 | 308,513 | 38,000 |
| その他の投資 | 308,367 | 1,616,937 |
| 貸倒引当金 | 219,775 | 38,000 |
| 投資その他の資産合計 | 10,030,851 | 11,466,391 |
| 固定資産合計 | 12,047,752 | 13,863,837 |
| 資産合計 | 18,252,254 | 18,540,593 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | 1 978,888 | 1 4,276,044 |
| 未払法人税等 | 44,115 | 28,604 |
| その他の流動負債 | 1 237,825 | 1 517,795 |
| 流動負債合計 | 1,260,829 | 4,822,444 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 100,000 | 100,000 |
| 関係会社事業損失引当金 | 8,697 | - |
| 繰延税金負債 | 157,741 | 194,076 |
| その他の固定負債 | 18,137 | 18,137 |
| 固定負債合計 | 284,577 | 312,214 |
| 負債合計 | 1,545,406 | 5,134,658 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,125,231 | 3,125,231 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,946,634 | 2,946,634 |
| その他資本剰余金 | 8,459 | - |
| 資本剰余金合計 | 2,955,094 | 2,946,634 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 168,818 | 168,818 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 8,100,000 | 8,100,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,690,468 | 5,861,712 |
| 利益剰余金合計 | 13,959,286 | 14,130,530 |
| 自己株式 | 4,100,171 | 7,558,359 |
| 株主資本合計 | 15,939,441 | 12,644,037 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 19,755 | 90,312 |
| 評価・換算差額等合計 | 19,755 | 90,312 |
| 新株予約権 | 747,650 | 671,585 |
| 純資産合計 | 16,706,847 | 13,405,935 |
| 負債純資産合計 | 18,252,254 | 18,540,593 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 営業収益 | 1 6,163,474 | 1 6,666,543 |
| 営業費用 | 1 . 2 2,748,046 | 1 . 2 2,944,020 |
| 営業利益 | 3,415,428 | 3,722,523 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1 24,287 | 1 16,585 |
| 投資有価証券売却益 | 11,850 | 18,234 |
| 貸倒引当金戻入額 | 125,880 | 156,856 |
| その他 | 21,413 | 38,684 |
| 営業外収益合計 | 183,432 | 230,360 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1 4,908 | 1 5,343 |
| 投資有価証券評価損 | - | 1,736 |
| 自己株式取得費用 | 199 | 2,154 |
| 為替差損 | 7,133 | 539 |
| その他 | 12,990 | 2,406 |
| 営業外費用合計 | 25,233 | 12,180 |
| 経常利益 | 3,573,627 | 3,940,703 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 3,446 | 37 |
| 関係会社出資金評価損 | 49,999 | - |
| 特別損失合計 | 53,446 | 37 |
| 税引前当期純利益 | 3,520,181 | 3,940,665 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 114,114 | 33,177 |
| 法人税等調整額 | 26,529 | 5,239 |
| 法人税等合計 | 87,584 | 38,417 |
| 当期純利益 | 3,432,596 | 3,902,248 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 3,125,231 | 2,946,634 | 128 | 2,946,763 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 8,331 | 8,331 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 8,331 | 8,331 |
| 当期末残高 | 3,125,231 | 2,946,634 | 8,459 | 2,955,094 |

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|------------|
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 168,818 | 8,100,000 | 4,828,203 | 13,097,021 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,570,330 | 2,570,330 |
| 当期純利益 | | | 3,432,596 | 3,432,596 |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 862,265 | 862,265 |
| 当期末残高 | 168,818 | 8,100,000 | 5,690,468 | 13,959,286 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------|------------|------------------|----------------|---------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 3,826,322 | 15,342,693 | 76,859 | 76,859 | 748,651 | 16,168,204 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 2,570,330 | | | | 2,570,330 |
| 当期純利益 | | 3,432,596 | | | | 3,432,596 |
| 自己株式の取得 | 402,959 | 402,959 | | | | 402,959 |
| 自己株式の処分 | 129,111 | 137,442 | | | | 137,442 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 57,103 | 57,103 | 1,001 | 58,105 |
| 当期変動額合計 | 273,848 | 596,748 | 57,103 | 57,103 | 1,001 | 538,643 |
| 当期末残高 | 4,100,171 | 15,939,441 | 19,755 | 19,755 | 747,650 | 16,706,847 |

当事業年度(自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 3,125,231 | 2,946,634 | 8,459 | 2,955,094 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 8,459 | 8,459 |
| 自己株式の消却 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 8,459 | 8,459 |
| 当期末残高 | 3,125,231 | 2,946,634 | - | 2,946,634 |

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|------------|
| | 利益剰余金 | | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| 別途積立金 | | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 168,818 | 8,100,000 | 5,690,468 | 13,959,286 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 3,054,177 | 3,054,177 |
| 当期純利益 | | | 3,902,248 | 3,902,248 |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 20,651 | 20,651 |
| 自己株式の消却 | | | 656,175 | 656,175 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 171,243 | 171,243 |
| 当期末残高 | 168,818 | 8,100,000 | 5,861,712 | 14,130,530 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------|------------|------------------|----------------|---------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 4,100,171 | 15,939,441 | 19,755 | 19,755 | 747,650 | 16,706,847 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 3,054,177 | | | | 3,054,177 |
| 当期純利益 | | 3,902,248 | | | | 3,902,248 |
| 自己株式の取得 | 4,312,428 | 4,312,428 | | | | 4,312,428 |
| 自己株式の処分 | 198,064 | 168,953 | | | | 168,953 |
| 自己株式の消却 | 656,175 | - | | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 70,556 | 70,556 | 76,064 | 5,507 |
| 当期変動額合計 | 3,458,188 | 3,295,404 | 70,556 | 70,556 | 76,064 | 3,300,912 |
| 当期末残高 | 7,558,359 | 12,644,037 | 90,312 | 90,312 | 671,585 | 13,405,935 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社の財政内容等を勘案し、計上しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、グループ会社からの業務受託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入及び受取配当金となります。

・業務受託手数料

グループ会社へ契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・経営指導料

グループ会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務は時の経過によって充足されることから、契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。

・不動産賃貸収入

「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）」によって収益を認識しております。

・受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「その他の流動資産」に含めていた「関係会社短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「その他の流動資産」749,045千円は、「関係会社短期貸付金」34,017千円及び「その他の流動資産」715,028千円として組替えております。

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他の投資」に含めていた「関係会社出資金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「投資その他の資産」に表示していた「その他の投資」308,367千円は、「関係会社出資金」0千円及び「その他の投資」308,367千円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「自己株式取得費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「営業外費用」に表示していた「その他」13,190千円は、「自己株式取得費用」199千円及び「その他」12,990千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 332,453千円 | 279,616千円 |
| 短期金銭債務 | 819,045千円 | 4,133,624千円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

| | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|------------|---|---|
| 営業収益 | 6,146,435千円 | 6,650,573千円 |
| 営業費用 | 30,711千円 | 106,297千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 735千円 | 703千円 |

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) |
|-------|---|---|
| 役員報酬 | 269,947千円 | 176,493千円 |
| 従業員給料 | 782,320千円 | 858,396千円 |
| 賃借料 | 528,867千円 | 547,428千円 |
| 支払手数料 | 303,042千円 | 334,745千円 |

(有価証券関係)

前事業年度(2022年12月31日)

子会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 |
|---------|-----------|
| 子会社株式 | 6,532,219 |
| 関係会社出資金 | 0 |

当事業年度(2023年12月31日)

子会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

| 区分 | 当事業年度 |
|---------|-----------|
| 子会社株式 | 6,598,603 |
| 関係会社出資金 | 30,000 |

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | 67,251千円 | 11,867千円 |
| 関係会社事業損失引当金 | 2,661千円 | - 千円 |
| 未払事業税 | 9,148千円 | 5,237千円 |
| 株式報酬費用 | 92,941千円 | 49,315千円 |
| 減価償却超過額 | - 千円 | 10,072千円 |
| 関係会社株式評価損 | 46,276千円 | 46,276千円 |
| 関係会社出資金評価損 | 30,599千円 | 30,599千円 |
| 資産除去債務 | 31,834千円 | 36,535千円 |
| その他 | 29,827千円 | 7,515千円 |
| 繰延税金資産小計 | 310,542千円 | 197,420千円 |
| 評価性引当額 | 251,167千円 | 141,731千円 |
| 繰延税金資産合計 | 59,374千円 | 55,688千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 23,360千円 | 24,914千円 |
| 関係会社株式 | 185,091千円 | 185,091千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,664千円 | 39,759千円 |
| 繰延税金負債合計 | 217,116千円 | 249,765千円 |
| 繰延税金負債純額 | 157,741千円 | 194,076千円 |

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 27.5% | 27.7% |
| 住民税均等割等 | 0.2% | 0.2% |
| 評価性引当額の増減 | 1.4% | 2.5% |
| 賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除 | 0.1% | 0.1% |
| その他 | 0.7% | 0.5% |
| 税効果会計適用後の法人税率等の負担率 | 2.5% | 1.0% |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (2) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 当期末減価償却累計額 又は償却累計額 | 当期償却額 | 差引当期末残高 |
|--------|------------|-----------|---------|--------|-----------|-----------------------|---------|-----------|
| 有形固定資産 | 建物 | 1,914,395 | 2,445 | - | 1,916,840 | 1,239,126 | 87,252 | 677,713 |
| | 土地 | 672,635 | - | - | 672,635 | - | - | 672,635 |
| | 建設仮勘定 | - | 463,615 | - | 463,615 | - | - | 463,615 |
| | その他の有形固定資産 | 323,051 | 10,915 | 2,402 | 331,564 | 263,991 | 29,678 | 67,572 |
| | 計 | 2,910,082 | 476,975 | 2,402 | 3,384,655 | 1,503,118 | 116,930 | 1,881,537 |
| 無形固定資産 | 借地権 | 322,400 | - | - | 322,400 | - | - | 322,400 |
| | その他の無形固定資産 | 268,575 | 81,178 | 56,696 | 293,057 | 99,548 | 37,225 | 193,509 |
| | 計 | 590,975 | 81,178 | 56,696 | 615,457 | 99,548 | 37,225 | 515,909 |

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定 東京本社（東京ミッドタウン八重洲） 入居工事費用 402,600千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------------|---------|-------|---------|--------|
| 貸倒引当金 | 219,775 | 783 | 181,775 | 38,783 |
| 関係会社事業損失引当金 | 8,697 | - | 8,697 | - |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|----------------|--|
| 事業年度 | 1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 3月中 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 6月30日、12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り・買増し | |
| 取扱場所 | (特別口座) 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取・買増手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://hd.funaisoken.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 毎年12月31日現在の100株以上保有株主に対してQUOカードを保有株式数に応じて贈呈 100株以上1,000株未満 QUOカード500円分 1,000株以上5,000株未満 QUOカード1,000円分 5,000株以上10,000株未満 QUOカード5,000円分 10,000株以上 QUOカード10,000円分 |

(注) 当会社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条(単元未満株式の買増し)に定める請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第53期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月27日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月27日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第54期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月12日近畿財務局長に提出。

第54期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月14日近畿財務局長に提出。

第54期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月13日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年3月29日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）に基づく臨時報告書

2023年4月24日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記（4）2023年4月24日に提出の臨時報告書の訂正報告書）2023年5月18日近畿財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

2023年4月14日、2023年5月12日、2023年6月12日、2023年7月12日、2023年8月10日、2023年9月12日、2023年10月12日、2023年11月13日、2023年12月12日、2024年1月12日、2024年2月9日、2024年3月11日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月22日

株式会社船井総研ホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木下昌久

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本憲吾

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 経営コンサルティング事業におけるプロジェクト売上の妥当性 | |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社グループは、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社8社により構成されており、各社の業務区分により、事業の種類別に、経営コンサルティング事業、ロジスティクス事業、デジタルソリューション事業の3つを報告セグメントとしている。注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当連結会計年度の売上高28,238百万円のうち、経営コンサルティング事業の売上高は20,284百万円であり、連結売上高の71%を占めている。また、当該事業の営業利益（セグメント利益）は6,757百万円であり、連結営業利益の93%を占めている。</p> <p>経営コンサルティング事業セグメントでは、企業経営に係わるコンサルティング、経営研究会、セミナー等を行っており、その取引種類は多岐にわたるが、売上については基本的に業務完了に基づいて計上している。企業経営に係わるコンサルティングの中でも、プロジェクトと呼ばれるもの（以下、「プロジェクト売上」という）2,725百万円（セグメント情報等）は、各業界とテーマに精通するコンサルタントが、経営の戦略から戦術までクライアントの状況に応じたソリューションを提供する業務であり、プロジェクトの成果物の実態を客観的に確認することが困難、契約条件が取引により異なる、1件当たりの金額が多額になることが多い、業務完了までに長期間を要するものが多い等の特徴がある。</p> <p>このような特性を踏まえると、売上高の正確性、実在性及び期間帰属の適切性について、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、プロジェクト売上の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、プロジェクト売上における収益認識を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト売上にかかる契約条件を販売システムに正しく入力することを担保する内部統制、及び業務完了に基づき売上高を適切な期間に計上することを担保するために会社が構築した内部統制を理解するとともに、その整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・プロジェクト売上のうち期末日付近の取引について一定金額以上の取引のサンプルを抽出し、売上高・売上債権残高の取引先への残高確認手続を実施し、正確性、実在性、及び期間帰属の適切性について検討した。 ・販売システムを通さず、会計システムに直接計上された売上取引の有無を確かめ実在性について検討した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社船井総研ホールディングスの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社船井総研ホールディングスが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

株式会社船井総研ホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 木下昌久 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山本憲吾 |

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングスの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 関係会社に対する投資の評価 | |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は持株会社であり、注記事項（有価証券関係）に記載のとおり、2023年12月31日現在、関係会社株式及び出資金6,598百万円を貸借対照表に計上しており、総資産に占める割合は約35%となっている。</p> <p>2023年12月31日現在、会社の連結子会社数は8社であり、その所在国は日本と中国である。会社はそのうち7社の子会社の株式を直接的に保有しており、そのすべては市場価格のない株式である。</p> <p>会社は、市場価格のない関係会社株式及び出資金について、当該関係会社株式及び出資金の発行会社の財政状態の悪化により株式及び出資金の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減損処理を行うこととしている。</p> <p>会社は、以上の方針に従い、当該関係会社株式及び出資金の帳簿価額と実質価額を比較し、実質価額が著しく低下している株式及び出資金について回復可能性を評価することにより減損処理の要否を検討した結果、減損損失を計上していない。</p> <p>会社は持株会社であり、市場価格のない関係会社株式及び出資金の残高に金額的重要性があることから、当監査法人は関係会社に対する投資の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、市場価格のない関係会社に対する投資の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格のない関係会社株式及び出資金の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・経営者や事業部責任者等への質問及び会社の会議体における議事録の閲覧を通じて各関係会社の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する状況の有無を確認した。 ・主要な関係会社の財務情報について、主要な関係会社の監査人が実施した監査手続とその結果により、当該財務情報の信頼性を評価した。 ・各関係会社株式及び出資金の実質価額を各関係会社の財務数値より再計算し、会社の帳簿残高を各関係会社株式の実質価額と比較検討した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価

の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。